

平成25年度版 暮らしの税情報



この冊子は平成25年5月31日現在の法令等に基づいて作成されています。

所得税のしくみ……………	1
記帳や記録保存・青色申告…	2
消費税のしくみ……………	3

税の基礎知識

給与所得者と税……………	5
家族と税……………	7
退職金と税……………	9

給与所得者と税

高齢者と税（年金と税）……	10
障害者と税……………	11

高齢者や障害者と税

医療費を支払ったとき…………	13
保険と税……………	15
寄附金を支出したとき…………	17
災害等にあったとき……………	19
株式・配当・利子と税…………	21

暮らしの中の税

マイホームを持ったとき①……	23
マイホームを持ったとき②……	27
土地や建物を売ったとき…………	29
財産をもらったとき……………	31
財産を相続したとき……………	33

不動産と税
贈与・相続と税

申告と納税……………	35
確定申告書等作成コーナー/ e-Tax（国税電子申告・納税システム）…	37

申告と納税

税に関する相談をするには/ 情報公開や個人情報の開示を 請求するには……………	39
税務署の処分に不服があるとき…	40
個人で事業を始めたとき…………	41
法人を設立したとき……………	41
公売に参加するには……………	42

その他

所得税のしくみ



所得税は
どのように
計算するの？



所得税の算出のしくみ

所得税は、個人の所得に対してかかる税金で、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算します。

平成25年から平成49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源の確保のために、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。復興特別所得税は、所得税額に対する付加税で、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されます。

① 所得金額の計算

● 所得は、その性質によって次の10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています（下図A参照）。

- ① 利子所得 ② 配当所得 ③ 不動産所得 ④ 事業所得
- ⑤ 給与所得 ⑥ 退職所得 ⑦ 山林所得 ⑧ 譲渡所得
- ⑨ 一時所得 ⑩ 雑所得

② 課税所得金額の計算

● 課税所得金額は、その方の1月1日から12月31日までの1年間（年分といいます。）の全ての所得から所得控除額を差し引いて算出します。

所得控除とは、控除の対象となる扶養親族が何人いるかなどの個人的な事情を加味して税負担を調整するもので、次の種類があります（下図B参照）。

- ① 雑損控除（→P20「災害等にあったとき」参照）
- ② 医療費控除（→P13「医療費を支払ったとき」参照）
- ③ 社会保険料控除
- ④ 小規模企業共済等掛金控除
- ⑤ 生命保険料控除（→P15「保険と税」参照）
- ⑥ 地震保険料控除（→P15「保険と税」参照）
- ⑦ 寄附金控除（→P17「寄附金を支出したとき」参照）
- ⑧ 障害者控除（→P11「障害者と税」参照）
- ⑨ 寡婦控除・寡夫控除（27万円、特定の寡婦は35万円）
- ⑩ 勤労学生控除（27万円）
- ⑪ 配偶者控除（→P7「家族と税」、P10「高齢者と税（年金と税）」参照）
- ⑫ 配偶者特別控除（→P7「家族と税」参照）
- ⑬ 扶養控除（→P8「扶養控除」、P10「高齢者を扶養している方が受けられる特例」、P12「障害者を扶養している方が受けられる特例」参照）
- ⑭ 基礎控除（38万円）

③ 所得税額の計算

● 所得税額は、課税所得金額に所得税の税率を適用して計算します（下図C参照）。

◎ 超過累進税率

所得税の税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するしくみとなっています。

◇ 課税所得金額が650万円の場合に適用される所得税の税率及び所得税額（平成25年分）

課税所得金額	195	330	650 (万円)
	税率5%	税率10%	税率20%
	195万円×0.05 =9万7,500円	135万円×0.1 =13万5,000円	320万円×0.2 =64万円
	9万7,500円+13万5,000円+64万円=87万2,500円 (所得税額)		

注：土地建物等や株式等の譲渡所得など他の所得と区分して税額を計算する所得もあります。

④ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額の計算

● 所得税及び復興特別所得税の申告納税額は、次のように計算します。

- ① 所得税額から、所得税額から差し引かれる金額（配当控除など）を差し引きます（下図D参照）。
- ② ①で計算した金額を基準所得税額として、その金額に2.1%を掛けて復興特別所得税額を算出します。
- ③ ①で算出した所得税額と②で算出した復興特別所得税額を合計します。
- ④ ③で算出した金額から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額（源泉徴収税額）などを差し引いて所得税及び復興特別所得税の申告納税額を算出します（②～④は下図E参照）。

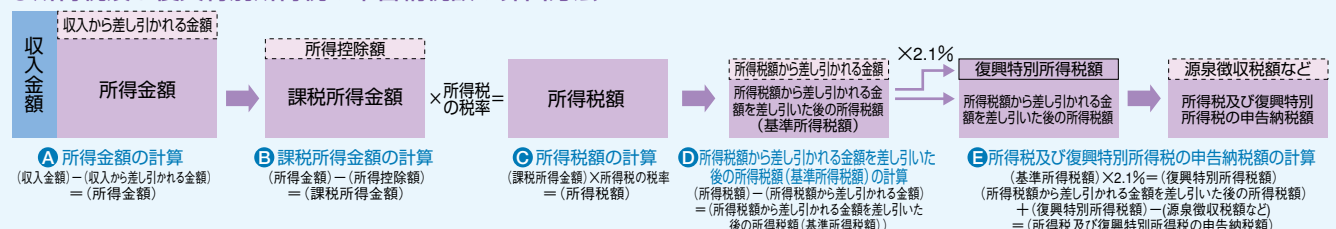
注：所得税額や復興特別所得税額（附帯税を除きます。）の確定金額の端数計算は、これらの確定金額の合計金額によって行いますので、その合計額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告

- 所得税及び復興特別所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。
- 所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。
- 還付申告の方は、1月から申告書を提出することができます。

注：税務署は、土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は執務を行っていません。

◎ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額の算出方法



記帳や記録保存・青色申告



帳簿などは何年か
保存しなくては
いけないと
聞いたのですが…

記帳や帳簿などの保存の必要性

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、日々の取引の状況を記帳し、帳簿や書類を一定期間保存する必要があります。

青色申告の場合

- 青色申告者は、原則として正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則により記帳を行わなければなりません。簡易帳簿で記帳してもよいことになっています。標準的な簡易帳簿の種類は次のとおりです。
- ① 現金出納帳、② 売掛帳、③ 買掛帳、④ 経費帳、⑤ 固定資産台帳

◇帳簿書類の保存期間

帳簿	7年
決算関係書類	
現金預金取引等関係書類	7年 (前々年分所得300万円以下の方は、5年)
その他の書類	5年

帳簿書類の電子データ保存

- 納税者の事務負担やコスト負担の軽減などを図るため、一定の帳簿書類については、コンピュータ作成の帳簿書類を紙に出力することなく、磁気テープや光ディスク（CD-R）などに記録した電子データのままで保存できる制度があります。

注：この制度の適用を受けるには、一定の要件があり、あらかじめ税務署長の承認を受ける必要があります。

青色申告って
どのような
ものですか？



青色申告制度

一般の記帳より水準の高い記帳をし、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

- 青色申告をすることができるのは、事業所得等のある方です。
- 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。
注：その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっています。
- 青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

＜青色申告特別控除＞

- 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づき作成された損益計算書とともに貸借対照表を添付した申告書を期限内に提出した場合は、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高

白色申告の場合

- 白色申告者（青色申告者以外の方）でも一定の方には、次のような記帳制度や記録保存制度が設けられています。

＜記帳制度＞

- 前々年分あるいは前年分の事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）の合計額が300万円を超える方（記帳対象者）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

＜記録保存制度＞

- 事業所得等のある方で、前々年分あるいは前年分の確定申告書を提出している方や税務署長から所得金額などについて決定を受けている方、総収入金額報告書を提出している方など（記録保存対象者）は、帳簿や書類を保存する必要があります。

注：確定申告をしなくてもよい方でも、事業所得等の総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合は、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

◇帳簿書類の保存期間

記帳対象者	法定帳簿	7年
	任意帳簿書類	5年
記録保存対象者	帳簿及び書類	5年

- 平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち、事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

10万円を控除することができます。

＜青色事業専従者給与の必要経費算入＞

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族で一定の要件に該当する者（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

＜純損失の繰越しと繰戻し＞

- 事業所得などが赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えてその損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

消費税のしくみ



消費税は
どのような税なの？

税の負担者と納税者

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

- 消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。
- 商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。
- 消費税（4%）が課税される取引には、併せて地方消費税（1%）も課税されます。

課税される取引

- 国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に課税されますので、商品の販売や運送、広告など、対価を得て行う取引のほとんどは課税の対象となります。
- 外国から商品を輸入する場合も輸入のときに課税されます。

非課税取引

- 次のような取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税となっています。
 - ① 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く。）など
 - ② 有価証券、支払手段の譲渡など
 - ③ 利子、保証料、保険料など
 - ④ 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
 - ⑤ 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
 - ⑥ 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
 - ⑦ 外国為替など
 - ⑧ 社会保険医療など
 - ⑨ 介護保険サービス・社会福祉事業など
 - ⑩ お産費用など
 - ⑪ 埋葬料・火葬料
 - ⑫ 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
 - ⑬ 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
 - ⑭ 教科用図書の譲渡
 - ⑮ 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）

納税義務者（課税事業者）

- その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方は、消費税の納税義務者（課税事業者）となります。

平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その課税期間においては課税事業者となります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間のことをいいます。

◎例：個人事業者の場合の基準期間と課税期間



平成24年の課税売上高が1,000万円超の場合には、平成26年は課税事業者となります。

注：輸入品にかかる消費税については、事業者以外でも納税義務者となります。

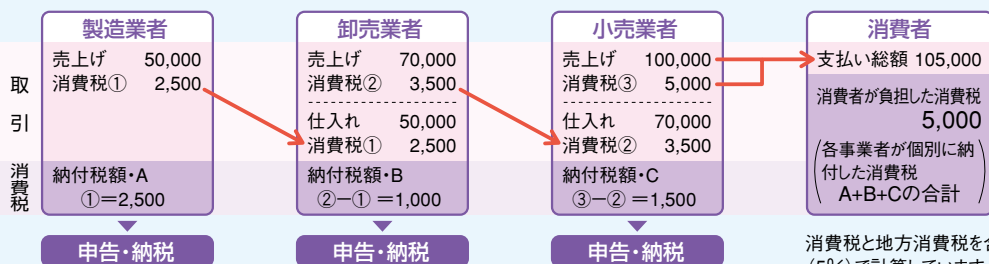
免税事業者

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者（免税事業者）は、その年（又は事業年度）は納税義務が免除されます。
- なお、免税事業者でも課税事業者となることを選択することができます。

税率

- 消費税の税率は4%です（地方消費税と合わせた税率は5%となります。）。)

◎消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ



消費税と地方消費税を合わせた税率（5%）で計算しています。（単位：円）

消費税法の改正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率の引上げを含む消費税法の改正が行われています。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

消費税は
どのように
計算するの？



消費税の算出の仕方

消費税は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

消費税(国税)の計算

原則(一般課税)

- 課税期間における課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税仕入れ高} \times \frac{4}{105}) = \text{消費税額}$$

※「課税売上高」は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額(税抜き)です。

- 課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿及び請求書等の保存が必要です。

簡易な計算方法(簡易課税制度)

- 課税期間における課税売上に係る消費税額に、事業区分に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算します。

$$(\text{課税売上高} \times 4\%) - (\text{課税売上高} \times 4\% \times \text{みなし仕入率}) = \text{消費税額}$$

◇みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等) 農林・漁業、建築業、製造業など	70%
第4種事業(その他) 飲食店業、金融・保険業など	60%
第5種事業(サービス業等) 運輸・通信業、不動産業、サービス業	50%

注:2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則として、課税売上高を事業の種類ごとに区分し、それぞれの事業区分ごとの課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて計算します。

- この制度は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者が、事前に届出書を提出している場合に選択できます。

地方消費税の計算

$$\text{消費税額} \times 25\% = \text{地方消費税額}$$

申告や納付は
どのように
すればいいの？



消費税の申告・納付

確定申告・納付のほか、直前の課税期間の消費税額に応じて中間申告・納付が義務付けられています。

確定申告・納付

- 個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に、消費税と地方消費税を合わせて税務署に申告、納付します。
納付の方法→P36「税金の納付と還付」参照
- 控除不足還付税額のある還付申告書を提出する場合は、消費税の還付申告に関する明細書を添付する必要があります。

中間申告・納付

- 直前の課税期間の消費税額が48万円を超える事業者は、次のとおり中間申告と納付を行わなければなりません。

直前の課税期間の消費税額	中間申告・納付回数
48万円超400万円以下	年1回(直前の課税期間の消費税額の2分の1)
400万円超4,800万円以下	年3回(直前の課税期間の消費税額の4分の1ずつ)
4,800万円超	年11回(直前の課税期間の消費税額の12分の1ずつ)

注:上記金額の25%を地方消費税額として合わせて納めます。

届出

- 次のような場合、事業者は届出が必要です。

事由	届出書	提出時期
基準期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき(又は1,000万円以下となったとき)	消費税課税事業者届出書(基準期間用)(消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書)	速やかに
特定期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき	消費税課税事業者届出書(特定期間用)	速やかに
資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人を設立したとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	速やかに
免税事業者が課税事業者を選択するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税課税事業者選択(不適用)届出書	選択しようとする(選択をやめようとする)課税期間の初日の前日まで
簡易課税制度を選択するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書	その適用を受けようとする(適用をやめようとする)課税期間の初日の前日まで
課税期間の特例を選択又は変更するとき(又は選択を取りやめるとき)	消費税課税期間特例選択・変更(不適用)届出書	同上

注:免税事業者が課税事業者となること又は課税事業者が簡易課税制度及び課税期間の特例を選択すると、原則として、2年間は選択を取りやめることができません。

- 期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならないことがあります。

総額表示の義務付け

課税事業者が、取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際して、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税相当額(地方消費税相当額を含みます。)を含んだ価格を表示することが義務付けられています。

給与所得者と税



給与所得者は、
ふだんどのように
税を納めているの？



給与やボーナスに対する所得税及び復興特別所得税

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

月々の源泉徴収

- 毎月の給与やボーナスから源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」により求められています。

年末調整

- 1年間の給与総額に対する所得税及び復興特別所得税の額と毎月の給与から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ① 子の結婚や就職などにより年の中で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。
 - ② 生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することとなっています。
- このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

給与所得者は、
どのようなとき
確定申告をするの？



給与所得者の確定申告

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をしないと所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方

- 給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。
 - ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
 - ② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2か所以上からもらっている方

など

確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

- 確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。
 - ① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 など
→ P23「マイホームを持ったとき」参照
 - ② 多額の医療費を支払った場合
→ P13「医療費を支払ったとき」参照
 - ③ 災害や盗難にあった場合
→ P19「災害等にあったとき」参照
 - ④ 年の中で退職し、再就職していない場合
 - ⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合

など

給与所得者の特定支出控除

- 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1（最高125万円）を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できる制度です。
- 特定支出とは、①通勤費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費、⑥勤務必要経費（図書費・衣服費・交際費等）のうち一定の要件を満たすものをいいます。
注：⑥勤務必要経費は、65万円が上限となります。

<控除を受けるための手続>

- この控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計金額を記載するとともに、給与等の支払者の証明書や特定支出の金額を証する書類などが必要となります。



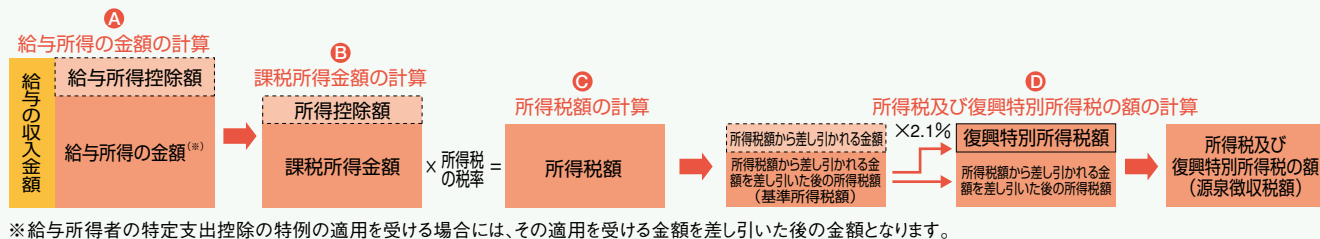
給与所得者の 所得税及び 復興特別所得税は どのように 計算されるの？



給与所得と所得税及び復興特別所得税のしくみ

給与所得者には、勤務に伴う必要経費の概算控除として、「給与所得控除」が給与の年収額に応じて定められています。

◎所得税及び復興特別所得税の額の算出方法（平成25年分）



●勤務先から次の「給与所得の源泉徴収票」を交付されている甲野太郎さんを例にとって、所得税及び復興特別所得税の額の算出方法を説明しましょう。

平成25年分 給与所得の源泉徴収票

支払元 株式会社 トウキョウト チヨダク オオチマチ 1-3
支払先 甲野太郎

給与・賞与 5,000,000円
給与所得の金額 3,460,000円
給与所得控除額 1,540,000円

所得税額 174,000円
復興特別所得税額 72,600円
源泉徴収税額 246,600円

※給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合には、その適用を受ける金額を差し引いた後の金額となります。

① 給与所得の金額の計算

給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を算出します（上図A参照）。

甲野太郎さんの給与所得控除額は $500万円 \times 20\% + 54万円 = 154万円$

したがって給与所得の金額は $500万円 - 154万円 = 346万円$

◇給与所得控除額

年収	給与所得控除額
1,625,000円まで	650,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	年収 × 40%
1,800,001円から 3,600,000円まで	年収 × 30% + 180,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	年収 × 20% + 540,000円
6,600,001円から 10,000,000円まで	年収 × 10% + 1,200,000円
10,000,001円から 15,000,000円まで	年収 × 5% + 1,700,000円
15,000,001円以上	2,450,000円

注：実際に年収が660万円未満である場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

② 課税所得金額の計算

給与所得の金額から所得控除額を差し引いて課税所得金額を算出します。所得控除には扶養控除など14種類あります（上図B参照）。

甲野太郎さんの所得控除の合計額は $社会保険料控除60万円 + 生命保険料控除10万円 + 配偶者控除38万円 + 扶養控除76万円 + 基礎控除38万円 = 222万円$

したがって課税所得金額は $346万円 - 222万円 = 124万円$ （※1,000円未満端数切捨て）

③ 所得税額の計算

課税所得金額に所得税の税率を適用し、所得税額を算出します。所得税額は、「平成25年分所得税の税額表」で求めます（上図C参照）。

甲野太郎さんの所得税額は $124万円 \times 5\% = 6万2,000円$

◇平成25年分所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

注：ここで算出した所得税額については、端数処理は行いません。
※平成25年度の税制改正において、平成27年分以後の年分に適用される税率について改正がされています。

④ 所得税及び復興特別所得税の額の計算

上記③の所得税額から、所得税額から差し引かれる金額（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引いた後の金額（基準所得税額）と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税及び復興特別所得税の額を求めます（上図D参照）。

注：基準所得税額に、102.1%を掛ける方法でも所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます。

甲野太郎さんの所得税及び復興特別所得税の額は $6万2,000円 + (6万2,000円 \times 2.1\%) = 6万3,300円$ （※100円未満端数切捨て）

家族と税



パート収入の税は どうなるの？



パート収入に関する税金

パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入に対する税

- パート収入は、通常、給与所得となります。
- 課税される所得は、パートの年収から給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税及び復興特別所得税はかかりません。
- 住民税については、住民税（所得割）の非課税限度額が35万円ですので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税（所得割）はかかりません。

注：パート収入が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税（均等割）がかかる場合があります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

配偶者にパート収入がある場合

- 夫婦の一方Aが正社員で、もう一方Bがパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、Aは配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

Bのパート収入が103万円以下 → 配偶者控除38万円
Bのパート収入が103万円超～141万円未満 → 配偶者特別控除（最高38万円）

注：配偶者特別控除は、Aの合計所得が1,000万円（給与の収入金額が約1,231万円）を超える年は受けることができません。

◎配偶者控除と配偶者特別控除の関係



配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38万円	—
103万円超 105万円未満	—	38万円
105万円以上 110万円未満	—	36万円
110万円以上 115万円未満	—	31万円
115万円以上 120万円未満	—	26万円
120万円以上 125万円未満	—	21万円
125万円以上 130万円未満	—	16万円
130万円以上 135万円未満	—	11万円
135万円以上 140万円未満	—	6万円
140万円以上 141万円未満	—	3万円
141万円以上	—	—

内職の場合は どうなるの？



内職などの収入に関する税金

内職などの収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

- 内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。
- ただし、次の①②のいずれにも当てはまる方については、パート収入とのバランスを図るため、必要経費が65万円に満たない場合は65万円（収入金額が限度です。）を必要経費として差し引くことができます。したがって、パート収入の場合と同様に、内職の年収が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税

及び復興特別所得税はかかりません。

① 家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする方

② 事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

- また、配偶者控除や配偶者特別控除の適用についても、パート収入と同じ取扱いになります。

扶養している
親族が
いるのですが・・・



扶養控除

扶養している親族がいる場合、一定の要件に当てはまれば、扶養控除を受けることができます。

- 納税者の方に、控除対象扶養親族となる親族がいる場合には一定の金額の所得控除が受けられます。

区 分		控 除 額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外	48万円

注1:「扶養親族」とは、その年の12月31日の現況において次のいずれも該当する方をいいます。

- ・配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）、市町村長から養護を委託された老人であること
- ・納税者と生計を一にしていること
- ・その年の合計所得金額が38万円以下であること
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でないこと

注2:「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の方をいいます。

注3:「一般の控除対象扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、特定扶養親族及び老人扶養親族以外の方をいいます。

注4:「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の方をいいます。

注5:「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の方をいいます。

妻に家を贈ろうと
思うのですが・・・



配偶者への贈与と配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦間でマイホームなどを贈与する場合は、最高2,000万円の配偶者控除を受けることができます。

- 夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与があったときには、贈与税の申告等をすれば、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円の配偶者控除が受けられます。

注:この配偶者控除は、同じ配偶者間において一生に一度しか受けられません。

→P31「財産をもらったとき」参照

＜控除を受けるための要件＞

- ① 夫婦の婚姻期間が20年以上であること
- ② 贈与財産が国内にある居住用の土地や家屋であること（その取得資金も含まれます。）
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与を受けた土地や家屋に実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること

＜控除を受けるための手続＞

- 贈与税の申告書又は更正の請求書に配偶者控除の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 受贈者（贈与を受ける人）の戸籍の謄本又は抄本
- ② 受贈者の戸籍の附票の写し
- ③ 居住用不動産の登記事項証明書
- ④ 受贈者の住民票の写し

注1:①②は贈与を受けた日から10日を経過した日以降に作成されたものに限りません。

注2:戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が居住用不動産の所在場所である場合は、住民票の写しは添付不要です。

＜不動産取得税＞

- 贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。

詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。

夫から
財産を相続
したのですが・・・



配偶者からの相続と税額軽減（配偶者控除）

配偶者が実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、正味の遺産額の法定相続分に相当する金額までは相続税はかかりません。

- 亡くなった人の配偶者が相続や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までであれば、配偶者には相続税はかかりません。

- ① 1億6,000万円
- ② 正味の遺産額に配偶者の法定相続分（子供がいる場合は2分の1）を掛けた金額

注:正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、この制度の対象とはなりません。

- この制度は、財産の維持形成に対する配偶者の内助の功や今後の生活の保障などを考慮して設けられているものです。

→P33「財産を相続したとき」参照

＜控除を受けるための手続＞

- 相続税の申告書又は更正の請求書に税額軽減（配偶者控除）の適用を受ける旨を記載し、次の書類を添付して提出する必要があります。

- ① 戸籍謄本
- ② 遺産分割協議書の写し又は遺言書の写し
- ③ 相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）

注:遺産分割協議書に、定められた様式はありません。誰がどの遺産をどれだけ相続するかを書き出し、相続人全員が合意した旨の実印を押して作成します。

退職金と税



退職金を
受け取ったときの
税金はどうなるの？

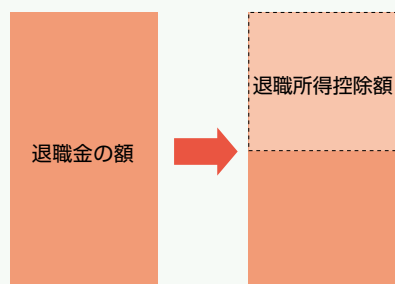


退職金にかかる税金

退職金は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

- 退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税及び復興特別所得税と住民税が源泉徴収又は特別徴収されます。この退職金は、長年の勤労に対する報償の給与を一時に支払うものであることから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くて済むよう配慮されています。
なお、退職所得についても源泉徴収票が交付されます。

◎所得税及び復興特別所得税の額の算出方法 (平成25年分)



退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出し、これに所得税の税率を掛けて、控除額を差し引いた残りの金額が所得税額(基準所得税額)となります。この金額と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計した金額が所得税及び復興特別所得税の額となります。

注:役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるものについては、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります。

◇退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

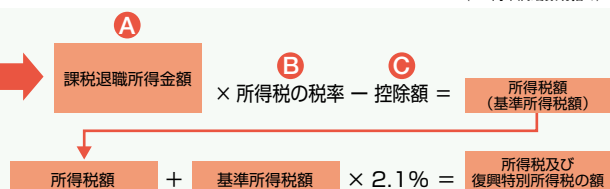
注1:勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。

注2:上記の算式によって計算した金額が80万円未満の場合は、退職所得控除額は80万円になります。

注3:障害者となったことに直接起因して退職した場合は、上記により計算した金額に、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

【計算例】30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合

退職所得控除額は 800万円+70万円×(30年-20年) = 1,500万円
 課税退職所得金額は (2,500万円-1,500万円) × $\frac{1}{2}$ = 500万円^{*}
(※1,000円未満端数切捨て)
 所得税額は 500万円×20% = 100万円
 復興特別所得税額は 100万円×2.1% = 21,000円
 所得税及び復興特別所得税の額は 100万円+21,000円 = 121,000円
 注:このほかに住民税として、500,000円が特別徴収されます。
(※1円未満端数切捨て)



◇平成25年分所得税の税額表〔求める税額 = A × B - C〕

A 課税退職所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円以上	40%	2,796,000円

注:ここで算出した所得税額については、端数処理は行いません。
 ※平成25年度の税制改正において、平成27年分以後の年分に適用される税率について改正がされています。

◇所得税及び復興特別所得税の額の計算

税額表で求めた所得税額(基準所得税額)と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計し、所得税及び復興特別所得税の額を求めます。
 注:基準所得税額に、102.1%を掛ける方法でも所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます。

死亡により相続人などが受け取る退職金

- 被相続人の死亡によって、死亡後3年以内に支払が確定した退職金が、相続人などに支払われた場合には、その退職金は相続税の課税対象となり、所得税及び復興特別所得税の課税対象にはなりません。
- 相続人が取得した退職金のうち相続税の課税の対象となる金額は、(500万円×法定相続人の数)を超えた部分です。

→P33「財産を相続したとき」参照

源泉徴収と確定申告

- 退職金の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している方は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了(分離課税)しますので、原則として確定申告をする必要はありません。
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない方は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

高齢者と税(年金と税)



高齢者には
どんな配慮が
されているの？



年金収入の所得計算、所得控除の増額

65歳以上の方は、公的年金等の最低控除額が多くなっています。
高齢者を扶養している方は、配偶者控除や扶養控除の額が増額されます。

高齢者本人が受けられる特例

- 年金収入は、通常、雑所得となります。雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
- 公的年金等控除額は、受給者の年齢が65歳以上かどうかで異なります。

年金等に係る雑所得の計算方法

◇ 公的年金等に係る雑所得の速算表

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	70万円以下	0円
	70万円超 130万円未満	収入金額－70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－78万5千円
	770万円以上	収入金額×0.95－155万5千円
65歳以上の方	120万円以下	0円
	120万円超 330万円未満	収入金額－120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75－37万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85－78万5千円
	770万円以上	収入金額×0.95－155万5千円

注:平成25年分の所得税については、65歳未満の方とは昭和24年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和24年1月1日以前に生まれた方になります。

◇ 公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

(収入金額)	(必要経費)	
公的年金等以外の年金の収入金額 ＋ 剰余金や割戻金	公的年金等以外の年金の収入金額 × 保険料又は掛金の総額 年金の支払総額又は 支払総額の見込み額	＝ 雑所得の金額

注:個人住民税を算出する際の年金等に係る雑所得の計算方法も同様になります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

〈公的年金等〉

- ① 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金
- ② 恩給(一時恩給を除きます。)や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ③ 確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金など

〈公的年金等以外の年金〉

生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金など

高齢者を扶養している方が受けられる特例

- 配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上(平成25年分の所得税については、昭和19年1月1日以前に生まれた方)の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。
 - ① 配偶者控除:通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。
 - ② 扶養控除:通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。なお、納税者又はその配偶者が、納税者やその配偶者の父母や祖父母(老親等)と同居しているときの控除は、更に10万円を加算した58万円が所得金額から差し引かれます。

源泉徴収と確定申告

- 一定の金額(65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円)を超える公的年金等や一定の生命保険契約等に基づく年金を受け取るときは、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票(原本)の添付が必要となります。

年金所得者の確定申告不要制度

- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

注1:所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
→P5「確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合①～③」参照

注2:所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

障害者と税



障害者には
どんな配慮が
されているの？



障害者本人が受けられる特例

障害のある方は、障害者控除をはじめ、様々な特例を受けることができます。

所得税の障害者控除

- 納税者本人が障害者であるときは、障害者控除として27万円（特別障害者のときは40万円）が所得金額から差し引かれます。

相続税の障害者控除

- 相続人が障害者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者のときは12万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。
→P33「財産を相続したとき」参照

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

- 地方公共団体が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除きます。）については、所得税はかかりません。
- この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

少額貯蓄の利子等の非課税

- 身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）及び児童扶養手当を受けている方（児童の母）が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。
- マル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに次に掲げる書類を提示して確認を受ける必要があります。

◇ 非課税となる預貯金等及び必要な確認書類

非課税制度を利用できる方	預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額	必要な確認書類
障害者	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円	手帳・証書等 ※住民票の写しなど
遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている方（妻）			証書等と妻であることを証する書類 ※住民票の写しなど
児童扶養手当を受けている方（児童の母）	利付国債、公募地方債（特別マル優）	350万円	証書等と母であることを証する書類 ※住民票の写しなど

※印のものは証書等に住所、氏名、生年月日の記載がない場合に必要となります。

◇ 障害者本人が受けられる特例

特例の区分	障害者	特別障害者
所得税の障害者控除	27万円を控除	40万円を控除
相続税の障害者控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき6万円を控除	障害者が85歳に達するまでの年数1年につき12万円を控除
贈与税の非課税	精神に障害がある方については、信託受益権の価額のうち3,000万円まで→非課税	信託受益権の価額のうち6,000万円まで→非課税
心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税	給付金→非課税（所得税） 相続や贈与による給付金を受ける権利の取得→非課税（相続税・贈与税）	
少額貯蓄の利子等の非課税	350万円までの預貯金等の利子等→非課税（所得税）	



障害者を 扶養している 場合はどうなの？



障害者を扶養している方が受けられる特例

障害者である親族を扶養している方は、所得税の障害者控除を受けることができます。

所得税の障害者控除

- 控除対象配偶者又は扶養親族が障害者のときは、障害者控除として一人当たり27万円（特別障害者のときは一人当たり40万円）が所得金額から差し引かれます。

特別障害者と同居している場合

- 控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、納税者又はその配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居しているときは、障害者控除として1人当たり75万円が所得金額から差し引かれます。

◇ 障害者である親族を扶養している方が受けられる障害者控除額

区 分	控 除 額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者	75万円



障害者を雇用して いるのですが…



障害者を雇用している事業者等の特例

障害者である方を雇用している事業者や障害者就労支援事業所と取引をしている事業者は、一定の要件を満たしていれば、減価償却費について割増償却等が認められます。

減価償却費について認められる割増償却等

- 青色申告をしている個人事業者や法人で、総従業員数のうち一定以上の人数の障害者を雇っているときは、機械装置や工場用の建物等の減価償却費の計算について割増償却等が認められています。
- 青色申告をしている個人事業主や法人で、障害者就労支援事業所との取引金額が増加した場合は、一定の期間内に取得した資産の減価償却費の計算について割増償却が認められます。

障害者とは

- 障害者とは、次に掲げるような心身に障害のある人です。
 - 〈イ〉 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者となります。）
 - 〈ロ〉 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者となります。）
 - 〈ハ〉 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害等級が1級と記載されている人は特別障害者となります。）
 - 〈ニ〉 身体障害者手帳に身体障害者として記載されている人（障害の程度が1級又は2級と記載されている人は特別障害者となります。）
 - 〈ホ〉 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までと記載されている人は特別障害者となります。）

- 〈ヘ〉 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者となります。）
- 〈ト〉 いつも病床についていて、複雑な介護を受けなければならない人（特別障害者となります。）
- 〈チ〉 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人に準ずるものとして市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人（〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人のうち特別障害者となる人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人は特別障害者となります。）

医療費を支払ったとき



医療費を支払うと
税金が戻ってくると
聞いたのですが・・・



医療費控除

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで
所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{その年中に} & - & \text{保険金などで} & - & \text{10万円又は所得金額の5\%} \\ \text{支払った医療費} & & \text{補填される金額} & & \text{(どちらか少ない額)} \\ \hline & & & = & \text{医療費控除額} \\ & & & & \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array}$$

注1: 保険金などで補填される金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金などです。
なお、保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2: 医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。

〈控除を受けるための手続〉

- 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示（申告書を送付される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封）してください。

◇医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
● 医師、歯科医師による診療や治療の対価 ● 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ● 助産師による分娩の助産の対価 ● 医師等による一定の特定保健指導の対価 ● 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	● 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・通院費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用等に当たるもの ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ● 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	● 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断の費用 ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡等の購入の費用
● 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	● 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	● 親族に支払う療養上の世話の対価
● 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	● かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ● 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用
● 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	● 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	● 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

注1: 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用は医療費控除の対象となります。

注2: おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。



●介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価についての医療費控除の取扱いはこちらの表のとおりです。

【施設サービスの対価についての医療費の取扱い】

①医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	②サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
指定介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額	●日常生活費 ●特別なサービス費用
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額	

【居宅サービスの対価についての医療費の取扱い】

①サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス	②①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス	③医療費控除の対象とならない居宅サービス
●訪問看護 ●介護予防訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●介護予防訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●介護予防居宅療養管理指導 ●通所リハビリテーション ●介護予防通所リハビリテーション ●短期入所療養介護 ●介護予防短期入所療養介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。） ●複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）	●訪問介護（生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助）中心型を除きます。） ●夜間対応型訪問介護 ●介護予防訪問介護 ●訪問入浴介護 ●介護予防訪問入浴介護 ●通所介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●介護予防通所介護 ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●短期入所生活介護 ●介護予防短期入所生活介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。） ●複合型サービス（①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）	●訪問介護（生活援助中心型） ●認知症対応型共同生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 ●特定施設入居者生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●複合型サービス（生活援助中心型の訪問介護の部分）

注：②の居宅サービス（①の居宅サービスと併せて利用しない場合に限ります。）又は③の居宅サービスにおいて行なわれる介護福祉士等による喀痰吸引等の対価（居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額）は、医療費控除の対象となります。

◇保険金などで補填される金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

- ①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- ②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など
- ③医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金
- ④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金

注1：保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注2：保険金などで補填される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続により訂正することになります。

保険と税



支払った保険料は
控除できるの？



保険料を支払ったときの控除

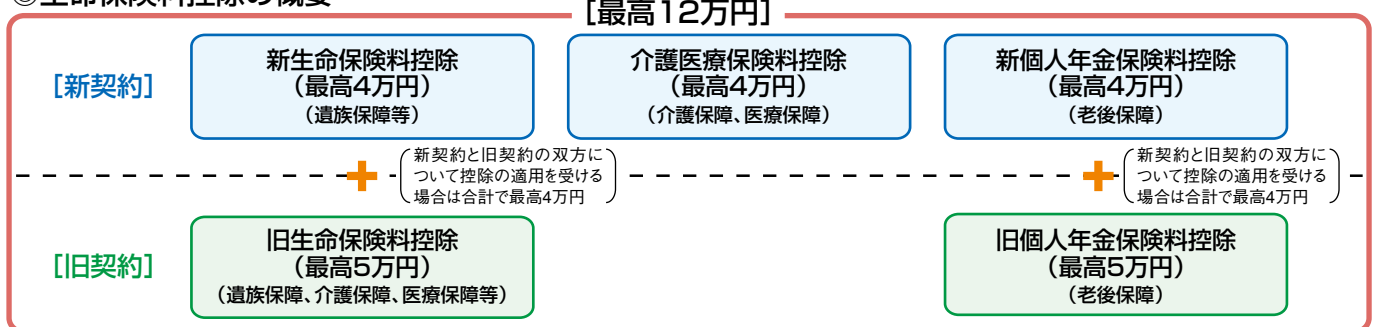
生命保険料や地震保険料を支払ったときは、所得から控除されます。

- 生命保険などの保険料を支払うと「生命保険料控除」として、また、地震保険料を支払うと「地震保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに一定額を所得から差し引くことができます。

生命保険料控除

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。
- 保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。

◎生命保険料控除の概要



①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ右の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控 除 額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ右の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控 除 額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円
100,000円超	一律50,000円

- いわゆる第三分野とされる保険(医療保険や介護保険)の保険料も、旧生命保険料となります。

③新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

新契約と旧契約の双方に加入している場合の新(旧)生命保険料又は新(旧)個人年金保険料は、生命保険料又は個人年金保険料の別に、右のいずれかを選択して控除額を計算することができます。

適用する生命保険料控除	控 除 額
新契約のみ生命保険料控除を適用	①に基づき算定した控除額
旧契約のみ生命保険料控除を適用	②に基づき算定した控除額
新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用	①に基づき算定した新契約の控除額と②に基づき算定した旧契約の控除額の合計額(最高4万円)

④生命保険料控除額

①～③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。

注：新生命保険料及び旧生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となりますが、例えば、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(5万円)が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(4万円)よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同じです。

なお、この場合であっても、①～③による各控除額の合計額は12万円が限度となります。

地震保険料控除

その年に支払った保険料の金額に応じて、次により計算した金額が控除額となります。

区分	年間の支払保険料の合計	控 除 額
(1) 地震保険料	50,000円以下	支払金額
	50,000円超	一律50,000円
(2) 旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額
	10,000円超 20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	一律15,000円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)

●一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。

注：平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合には、平成18年度の税制改正前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額を地震保険料控除に含めることができます。

〈控除を受けるための手続〉

- 確定申告で生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合は、保険料控除に関する証明書(旧生命保険料に係るもので1契約9,000円以下のものを除きます。)を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。
- 給与所得者の場合は、勤務先に所定の手続をしておけば、年末調整で控除を受けることができます。

保険金を
受け取った場合は
どうなるの？



保険金を受け取ったときの税金

生命保険や損害保険の保険金については、保険料の負担者や支払原因によって、課税関係が異なってきます。

生命保険

- 生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。
- 夫婦の関係でみると、次の表のようになります。

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①	夫	夫	夫	満期	夫の一時所得(※)
②	夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③	(契約者) 妻	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に関する権利)
④	妻	夫	夫	満期	夫の一時所得(※)
				妻の死亡	

※一時所得の場合の課税所得金額の計算式 $\{(\text{保険金} - \text{支払保険料}) - 50\text{万円}\} \times \frac{1}{2}$

- 年金方式で保険金を受け取った場合は、その年ごとの雑所得として所得税及び復興特別所得税がかかります。
- 一定の一時払養老保険等の差益は、源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

注：相続等に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税等の課税対象となった部分については、所得税及び復興特別所得税は課税されません。

損害保険

- 損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の傷害・疾病を原因として受け取る保険金には、原則として課税されません。
- しかし、例えば、事業者の店舗や商品が火災で焼失した場合、焼失した商品の損害保険金は事業収入(売上げ)になります。また、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くことになります。

配当金等を受け取ったとき

- 契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります。
- また、相続税、贈与税が課税されるような場合には、配当金は保険金の額に含めて課税対象になります。

寄附金を支出したとき



寄附をすると税金が
戻ってくると
聞いたのですが・・・



個人が支出した寄附金の控除

国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合は、確定申告を行うことで、所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

- 個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し特定寄附金を支出したときは、**寄附金控除**として所得金額から控除されます。
- 個人が支出した政治活動に関する寄附金のうち政党若しくは政治資金団体に対する寄附金、認定NPO法人等若しくは公益社団法人等に対する寄附金又は震災関連寄附金のうち特定震災指定寄附金については、①**寄附金控除**の適用を受けるか、②**寄附金特別控除(税額控除)**の適用を受けるか、どちらか有利な方を選ぶことができます。

①寄附金控除(所得控除)

(i) 寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

(ii) 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除は次の算式で計算します。

$$\text{震災関連寄附金以外の寄附金の額(注1)} + \text{震災関連寄附金(注2)} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

注1:震災関連寄附金以外の寄附金の額は所得金額の40%相当額が限度です。
注2:寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度です。

②寄附金特別控除(税額控除)

(i) 政党等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 30\% = \text{政党等寄附金特別控除額※}$$

※100円未満の端数切捨て

(ii) 認定NPO法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{認定NPO法人等寄附金特別控除額※}$$

※100円未満の端数切捨て

(iii) 公益社団法人等寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金(一定の要件を満たすもの)の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{公益社団法人等寄附金特別控除額※}$$

※100円未満の端数切捨て

(iv) 特定震災指定寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$\text{その年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} \times 40\% = \text{特定震災指定寄附金特別控除額※}$$

※100円未満の端数切捨て

注1:(i)～(iii)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の40%相当額が限度です。

(iv)の寄附金の額の合計額は原則として所得金額の80%相当額が限度です。

注2:(i)の特別控除額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

(ii)～(iv)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

注3:特定震災指定寄附金とは、認定NPO法人等又は社会福祉法人中央共同募金会に対して東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金で、一定の要件を満たすものをいいます。

※上記①及び②の算式中の2千円は、寄附金控除と寄附金特別控除(税額控除)と併せて2千円です。

特定寄附金とは

① 国又は地方公共団体に対する寄附金

注:学校の入学に関して寄附するものは特定寄附金に該当しません。
次の②及び③においても同じです。

② 指定寄附金

公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの

③ 特定公益増進法人(※)に対する寄附金

公共法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものと認められた特定公益増進法人に対する寄附金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

※特定公益増進法人一覧は、財務省ホームページ(www.mof.go.jp)をご覧ください。

④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭

⑤ 認定NPO法人等(※)に対する寄附金

特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの(認定NPO法人等)に対する寄附金(その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。)で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの

注:認定NPO法人等に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

※「認定NPO法人等」とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定(若しくは仮認定)を受けた認定NPO法人(若しくは仮認定NPO法人)又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。また、認定NPO法人等の一覧は、内閣府NPOホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp>)をご覧ください。

⑥ 政治活動に関する寄附金

個人が支出した次の団体等に対する政治活動に関する寄附金のうち、一定の要件に該当するもの

(1) 政党、(2) 政治資金団体、(3) その他の政治団体で一定のもの、(4) 一定の公職の候補者

⑦ 震災関連寄附金

(1) 国又は東日本大震災により著しい被害が生じた地方公共団体に対して支出した寄附金、(2) 東日本大震災に関連する寄附金で、一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの

● 特定新規中小会社又は復興指定会社の株式を払込みにより取得した場合は、一定の金額を寄附金控除として所得から控除することができます。

● 平成25年11月30日までに支出する再チャレンジ支援のための寄附金(平成20年改正前の地域再生法に定める特定地域雇用等促進法人に対する一定の寄附金)は、特定寄附金として取り扱われます。

● 特定寄附信託を利用した場合も、寄附金控除や税額控除の適用を受けることができます(特定寄附信託の信託財産について生ずる利子を除きます。)

＜控除を受けるための手続＞

- 寄附金控除又は寄附金特別控除（税額控除）に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
 - 政治活動に関する寄附金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を申告書に添付する必要があります。
- 注：確定申告書を提出するときに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第速やかに税務署に提出します。
- 一定の特定公益増進法人に対する寄附や、特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人又は信託が適格であることなどの証明書の写し又は認定書の写しを申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。
- 注：寄附金特別控除（税額控除）の適用を受けるときは、上記書類を申告書に添付する必要があります。

- その他の寄附については、寄附した団体等から寄附金の受領証などの交付を受けて、申告書に添付するか、申告書提出の際に提示することが必要です。

＜参考＞個人住民税における寄附金税額控除について

都道府県・市区町村や住所地の都道府県共同基金・日本赤十字支部に対する寄附金、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合は、個人住民税（翌年度）において寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除を受けるには、所得税及び復興特別所得税の確定申告又は住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っていただく必要があります。注：住民税の控除を受けるために、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告のみを行った場合は所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。なお、都道府県・市区町村が条例で個別に指定した、認定NPO法人等以外のNPO法人に対する寄附金については、住所地の市区町村に申告を行う必要があり、その場合は住民税のみの控除を受けることができます。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

法人が寄附をした場合はどうなりますか？



法人が支出した寄附金の損金算入

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、それ以外の寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

- 会社などの法人が支出した一般の寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

① 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = \text{損金算入限度額}$$

◎計算例 資本金等の額2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$2,000\text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,400\text{万円} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = 10\text{万円}$$

注：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

- 会社などの法人が支出した寄附金のうちに②～⑤の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

② 国等に対する寄附金及び指定寄附金

国や地方公共団体に対する寄附金及び指定寄附金は、その支払った全額が損金に算入されます。

③ 特定公益増進法人に対する寄附金

特定公益増進法人に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

＜損金算入するための手続＞

- 国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

◇ 所得税と法人税の寄附金税制の比較（主なもの）

区 分	所 得 税	法 人 税
国又は地方公共団体に対する寄附金	特定寄附金として、 一定の金額を所得控除 公益社団法人等、認定NPO法人等又は政党等に対する寄附金で一定のものについては、税額控除を選ぶことができます。	支出額の全額を損金算入
指定寄附金		一般の寄附金とは別枠で 寄附金の額の合計額と特別損金算入 限度額とのいずれか少ない金額の範 囲内で損金算入
特定公益増進法人に対する寄附金		
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭		
認定NPO法人等に対する寄附金（※）		損金算入限度額の範囲内で損金算入
政治活動に関する寄附金		
一般の寄附金（上記以外）	所得控除されない	

※認定NPO法人等に対する寄附金については、上記⑤の注1及び注2をご覧ください。

災害等にあったとき



期限までに申告や
納付ができない
ときはどうするの？



申告などの期限の延長・納税の猶予

申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予する制度があります。

申告などの期限の延長

- 災害等の理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。

① 地域指定

災害による被害が広い地域に及ぶ場合は、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示しますので、その告示の期日までに申告、納付などをすればよいことになります。

② 個別指定

所轄の税務署長に申告、納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることになります。

納税証明書の手数料について

- 災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する場合には、納税証明書の交付手数料は必要ありません。



確定申告をする前に
納期限が来るものは
どうなりますか？

予定納税の減額・源泉徴収の徴収猶予など

所得税の軽減免除は、最終的には翌年の確定申告で精算されますが、予定納税や源泉徴収の段階でも、その減額又は徴収猶予を受けることができます。

- 所得税法や災害減免法による所得税の軽減免除は、最終的には、翌年の確定申告で精算されますが、災害等が発生した後には、納期限の到来する予定納税や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額などについて、確定申告の前にその減額又は徴収猶予などを受けることができます。



予定納税の減額			給与と所得者の源泉所得税の徴収猶予など	
所得税法	災害等を受けた日の区分	1月1日～6月30日	災害減免法	左記〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、所得金額の見積額に応じて所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 なお、左記〈イ〉、〈ロ〉に該当しない場合であっても損害額がその年の所得金額の10分の1を超えるなど雑損控除の適用があると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額が徴収猶予されます。 〈手続〉 ●徴収猶予 徴収猶予申請書を災害を受けた日以後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに勤務先を経由して、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください(※)。 ※勤務先の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも申請書の名前は、災害を受けた人の納税地の所轄税務署長としてください。) ●還付 還付申請書に、還付を受けようとする税額が徴収済みである旨の勤務先の証明を受けた上で、災害を受けた方の納税地を所轄する税務署長に提出してください。
		7月1日～10月31日		
災害減免法	7月1日から12月31日までの間に災害を受けた場合で、次の〈イ〉、〈ロ〉のいずれにも該当するときは、その年の所得金額と「所得税の軽減額の計算」による税額とを見積もり、災害のあった日から2か月以内に減額を申請してください。 〈イ〉住宅や家財に受けた損害額がその価額の2分の1以上であること 〈ロ〉その年の所得金額の見積額が1,000万円以下であること			

注：相続税・贈与税及び酒税なども、災害により損害を受けた場合、税額が免除されるなどの取扱いがあります。

もしも災害に
あったら、
税金面での配慮は
あるんですか？



所得税の全部又は一部の軽減（確定申告）

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

- 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」による雑損控除の方法、②「災害減免法」による所得税の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	① 所得税法（雑損控除）	② 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失が対象となります。	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産が対象となります。 （棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産（注1）は対象とはなりません。）	住宅及び家財が対象となります。 （損害金額（注2）が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。）	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の〈イ〉又は〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉 損害金額（注2）－所得金額の10分の1 〈ロ〉 損害金額（注2）のうちの災害関連支出の金額－5万円 ※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その他の事項	●災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ●雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間（注3）繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ●災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内（大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内）に支出したものが対象となります。	●原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限り適用することができます。 ●確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額（注2）を記載して、原則として、確定申告期限（平成25年分については平成26年3月17日（月））までに確定申告書を提出することが必要です。	

注1:生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

注2:資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

注3:東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。

<平成25年分による比較例>

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は右の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

注1:子供は16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合です。

注2:災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しました。

注3:損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

損害額	雑損控除適用による所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による所得税及び復興特別所得税の額
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	



株式・配当・利子と税



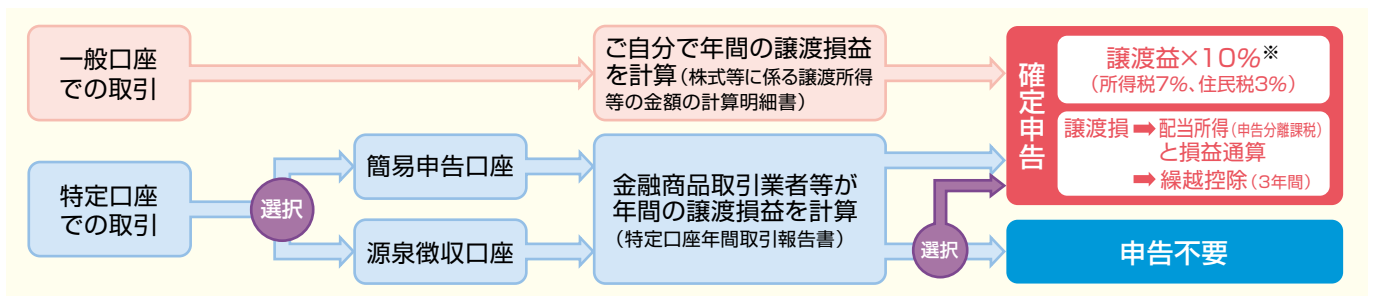
株を売ったのですが、税金はどうなりますか？



株式等譲渡益課税制度

株式等の譲渡益については、原則として確定申告が必要ですが、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手順が異なります。

- 株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要であり、他の所得と区分して税額を計算します。
- 金融商品取引業者等に**特定口座**を開設している場合は、この特定口座での取引については、**源泉徴収口座**が**簡易申告口座**を選択することができます。
- 源泉徴収口座の場合は、その口座内における譲渡益については、申告不要とすることができます。
- 簡易申告口座の場合は、金融商品取引業者等から送られてくる特定口座年間取引報告書により簡易に申告を行うことができます。



- 株式等の譲渡益は、次により計算します。

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費}(\text{注}) + \text{譲渡費用等}) = \text{譲渡所得等の金額(譲渡益)}$$

注:2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合には、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

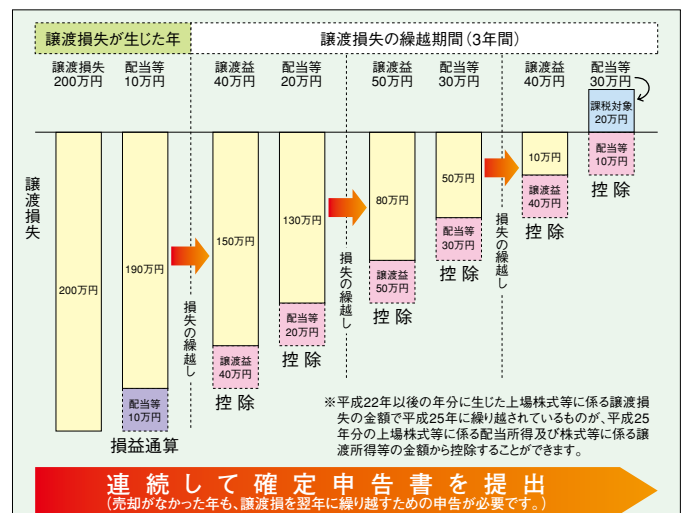
※平成25年分の株式等の譲渡益に適用される税率

区 分		税 率
上場株式等	金融商品取引業者等を通じた売却等	10% (所得税7%、住民税3%) (注1)
	上記以外の売却	20% (所得税15%、住民税5%)
上場株式等以外の株式等		

注1:平成26年分以後の税率は20% (所得税15%、住民税5%) となります。
注2:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額 (所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額) に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 平成22年以後の年分において、上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額 (申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。) と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。
- 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することもできます。



非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

- 最大500万円の非課税投資を可能とする「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（いわゆるNISA（ニーサ））の適用が平成26年1月1日から開始されます。
- 非課税口座の開設に必要な「非課税口座開設届出書」等の書類は、平成25年10月1日から非課税口座を開設する金融商品取引業者等へ提出することができます。



利子や配当は、
申告しなくてもいいと
聞いたのですが・・・

利子・配当等の課税関係

利子所得は申告不要です。配当所得は確定申告をすることが原則ですが、上場株式等の配当等一定のものは確定申告不要制度を選択できます。

◇制度の概要等

項 目	内 容
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
非課税投資額	毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）
口座開設者	非課税口座を開設する年の1月1日において満20歳以上の方
口座開設期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
保有期間	最長5年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

①預貯金等の利子等に対する税金

- 利子所得に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です（下表①）。

注：国外で支払われる預金等の利子など、国内で源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

②株式等の配当等に対する税金（平成25年分）

- 株式等の区分に応じ、配当等の収入に以下の税率を掛けた金額が源泉徴収されます（下表②）。

＜イ＞上場株式等の配当等

10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）の軽減税率

注1：大口株主（発行済株式の総数等の3%以上を保有）の場合は（ロ）に該当します。

注2：平成26年分以後の税率は20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）となります。

＜ロ＞上場株式等以外の配当等

20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の税率

- 配当所得は、原則として確定申告が必要ですが、一定のものは、確定申告不要制度を選択することができます。

＜確定申告＞

・総合課税

配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を求め、確定申告によって源泉徴収されている所得税及び復興特別所得税を精算します。その際、配当控除（税額控除）を適用することができます。

・申告分離課税

上場株式等の配当等については、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、税率は、10%（所得税7%、住民税3%）になります。ただし、配当控除の適用はありません。また、上場株式等の譲渡損失と損益通算することができます。

注1：平成26年分以後の税率は20%（所得税15%、住民税5%）となります。

注2：所得税と併せて基準所得税額（所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額）に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税がかかります。

注3：申告する上場株式等の配当等の全てについて総合課税とするか、全てについて申告分離課税とするかのいずれかを選択する必要があります。

注4：源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。

＜確定申告不要制度＞

株式等の区分に応じ、次の場合は申告不要とすることができます。

＜イ＞上場株式等の配当等

大口株主以外の者が受ける配当等の場合

＜ロ＞上場株式等以外の配当等

1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下である少額配当等の場合

10万円×配当計算期間の月数（最高12か月）÷12

注1：「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

注2：住民税は、所得税において確定申告不要制度を選択した少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

③金融類似商品の収益に対する税金

収益に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です（下表③）。

＜対象となる金融類似商品＞

- ①信用金庫などでの定期積金の給付補填金
- ②銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金
- ③一定の抵当証券に基づいて締結された契約により支払われる利息
- ④貴金属などの売戻し条件付売買の利益（例えば、金投資口座の利益など）
- ⑤外貨建預貯金で、その元本と利子をあらかじめ定められた利率により円又は他の外貨に換算して支払う換算差益
- ⑥一時払養老保険や一時払損害保険などの差益

注：対象となるのは、保険や共済の期間が5年以下のもの、又は保険や共済の期間が5年を超えていてもその期間の初日から5年以内に解約したものの差益です。

④割引債の償還差益に対する税金

- 特定の割引債の償還差益については、割引債を発行するときに18.378%の税率を掛けた金額が源泉徴収され、それだけで納税が完結する源泉分離課税の対象となり申告は不要です（下表④）。

＜対象となる割引債＞

- ①中期割引国債や政府短期証券など割引国債のうち一定のもの
- ②割引金融債

なお、次の割引債の償還差益については、税率が16.336%とされています。

- ①東京湾横断道路株式会社が法令の規定によって発行する社債
- ②民間都市開発推進機構が法令の規定によって発行する債券

- 宅地債券や特別住宅債券などの割引債の償還差益は、雑所得として総合課税の対象となります。

◇平成25年分における主な金融商品の課税関係

種 類	課税関係	備 考
① 預貯金等の利子等	20.315%の源泉分離課税	所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%
② 株式等の配当等	総合課税（10.147%の源泉徴収）	所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%
	申告分離課税（10.147%の源泉徴収）	所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%
	総合課税（20.42%の源泉徴収）	所得税及び復興特別所得税20.42%、住民税は総合課税
③ 金融類似商品の収益	20.315%の源泉分離課税	所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%
④ 割引債の償還差益	18.378%（一部16.336%）の源泉分離課税	払込みの際に券面金額と発行価額との差額について源泉徴収

マイホームを持ったとき①



いわゆる
住宅ローン控除に
ついて知りたい
のですが…



(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等をしたときは、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

- 居住者が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、購入、増改築等（以下「新築等」といいます。）をして、平成25年中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、その新築等の内容に応じ、次の①から⑤のいずれかの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けることができます。
- 入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除、買換え・交換の特例など）を適用するときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられません。
→P29「土地や建物を売ったとき」参照
- マイホームの新築等について、住宅特定改修特別税額控除又は認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けるときは、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられません。
→P27・28「マイホームを持ったとき①」参照
- マイホームの新築等に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下同じです。）の交付を受けるときは、その新築等の対価の額又は費用の額からその補助金等の額を控除して（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算します。
- 東日本大震災によって被害を受けたことにより、マイホームを居住の用に供することができなくなった場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の残りの適用年において、その方がそのマイホームに係る住宅ローン等の金額を有するときは、その適用年において、引き続き（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます（「適用期間の特例」）。

◎控除額の算出方法 (平成25年中に居住の用に供した場合)

- ① 住宅借入金等特別控除を受ける場合
・控除期間は10年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高2,000万円)} \\ \hline \end{array} \times 1\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高20万円※)} \\ \hline \end{array}$$

※100円未満の端数切捨て

- ② 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合
・控除期間は10年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高3,000万円)} \\ \hline \end{array} \times 1\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高30万円※)} \\ \hline \end{array}$$

※100円未満の端数切捨て

- ③ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合
・控除期間は10年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高3,000万円)} \\ \hline \end{array} \times 1.2\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高36万円※)} \\ \hline \end{array}$$

※100円未満の端数切捨て

注：マイホームが東日本大震災により被害を受け、居住の用に供することができなくなった場合で一定の要件を満たすときに限ります。

- ④ バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は

- ⑤ 省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合
・控除期間は5年間です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特定の住宅ローン等の年末残高} \\ \text{(最高200万円)} \\ \hline \end{array} \dots\dots\dots \text{A}$$

$$\text{A} \times 2\% + \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅ローン等の} \\ \text{年末残高} \\ \text{(最高1,000万円)} \\ \hline \end{array} - \text{A} \right) \times 1\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高12万円※)} \\ \hline \end{array}$$

※100円未満の端数切捨て

- ④の控除を受ける場合のAは、バリアフリー改修工事の工事費用（※）と特定の省エネ改修工事の工事費用（※）の合計額に係る住宅ローン等の年末残高です。
- ⑤の控除を受ける場合のAは、特定の省エネ改修工事の工事費用の額（※）に係る住宅ローン等の年末残高です。

※改修工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を差し引きます。

注1：住宅ローン等には、家屋の新築や購入、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事を含む増改築等とともにその敷地等の購入に係るローン等で一定のものが含まれます。

注2：敷地等の購入に係る住宅ローン等の年末残高があっても、家屋の新築や購入、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事を含む増改築等に係る住宅ローン等の年末残高がない場合には、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象とはなりません。

注3：住宅ローン等の年末残高は、その新築等の対価の額又は費用の額を限度とします。

注4：東日本大震災によって居住の用に供することができなくなったマイホームに係る住宅借入金等特別控除と一定期間内にマイホームの再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除は、重複して適用できます（「重複適用の特例」）。この場合の控除額はそれぞれの控除額の合計額となります。

＜控除を受けるための手続＞

- この控除を受けるためには確定申告をする必要があります。
ただし、給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています。

◇控除を受けるための要件と必要な添付書類(マイホームの新築や購入、増改築等をして、平成25年中に居住の用に供した場合)

要 件	必要な添付書類
① 新築住宅 〈イ〉住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること 〈ロ〉家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ハ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ニ〉控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ホ〉民間の金融機関や独立行政法人住宅金融支援機構などの住宅ローン等を利用していること 〈ヘ〉住宅ローン等の返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること 〈ト〉認定長期優良住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、認定長期優良住宅であることが証明されたものであること 〈チ〉認定低炭素住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、認定低炭素住宅であることが証明されたものであること	〈A〉(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 〈B〉住民票の写し 〈C〉家屋の登記事項証明書(原本)、請負契約書の写し、売買契約書の写し、交付を受ける補助金等の額を証する書類や住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合のその額を証する書類の写し →P31「財産をもらったとき」参照 などで家屋の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類 〈D〉住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 〈E〉住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等についてこの控除の適用を受ける場合は、その敷地等の登記事項証明書、その敷地等の分譲に係る契約書の写しなどで、その敷地等の取得年月日・取得価額などを明らかにする書類 〈F〉認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用する場合は、上記〈A〉から〈E〉のほか、次の区分に応じた書類 ③その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するときは、長期優良住宅建築等計画の認定通知書(長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は変更認定通知書)の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 ④その認定住宅が低炭素建築物に該当するときは、低炭素建築物新築等計画認定通知書(低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合は低炭素建築物新築等計画変更認定通知書)の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定低炭素住宅建築証明書 その認定住宅が低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当するとき^(※)は、低炭素建築物とみなされる特定建築物であることについての市区町村による証明書 ※平成25年6月1日以後に取得し居住の用に供した場合に適用されます。
② 中古住宅 〈イ〉①の〈イ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉次のいずれかに当てはまること (a)その家屋の取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであること (b)取得の日前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合するものであると証明されたものであること 〈ハ〉建築後使用されたことがある家屋であること	〈A〉①の〈A〉～〈E〉の書類 〈B〉債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときには、その債務の承継に係る契約書の写し 〈C〉左記〈ロ〉の(b)の場合は、耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの)、住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2又は等級3であるもの)又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得前2年以内に締結したもの)^(※) ※平成25年4月1日以後に取得し居住の用に供した場合に適用されます。
③ 住宅借入金等特別控除を受ける場合 増改築等 〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの増改築等であること 〈ロ〉増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上で、しかも①の要件の〈イ〉、〈ハ〉～〈ヘ〉に当てはまること 〈ハ〉(a)～(f)のいずれかに当てはまる工事で、しかも(a)～(f)に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a)増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えの工事 (b)区分所有部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕又は模様替えの工事 (c)家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替えの工事 (d)地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替え (e)一定のバリアフリー改修工事 (f)一定の省エネ改修工事 〈ニ〉増改築等の工事費用が100万円(注)を超えるものであること 〈ホ〉自己の居住の用に供される部分の工事費用が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上であること	〈A〉①の〈A〉、〈B〉及び〈D〉の書類 〈B〉家屋の登記事項証明書(原本)、請負契約書の写し、交付を受ける補助金等の額を証する書類や住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合はその額を証する書類の写し →P31「財産をもらったとき」参照 などで増改築等の年月日、費用、床面積を明らかにする書類 〈C〉建築確認済証の写し、検査済証の写し又は建築士若しくは指定確認検査機関若しくは登録住宅性能評価機関若しくは住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「建築士等」といいます。)から交付を受けた増改築等工事証明書 ※1:その増改築等が左記〈ハ〉の(b)～(f)のいずれかであるときは、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に限ります。 ※2:控除の対象となる増改築等をした場合には、申請により建築士等から「増改築等工事証明書」が発行されます(④及び⑤も同じ)。 なお、住宅瑕疵担保責任保険法人から増改築等工事証明書が発行されるのは、平成25年4月1日以後に増改築等を居住の用に供した場合です。 「増改築等工事証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ(www.mlit.go.jp)をご覧ください。

◇控除を受けるための要件と必要な添付書類(マイホームの新築や購入、増改築等をして、平成25年中に居住の用に供した場合)

要 件		必要な添付書類
増改築等	④ バリアフリー改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉①の〈イ〉、〈ハ〉～〈ホ〉及び③の〈イ〉・〈ホ〉の要件に当てはまること ① 増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること ② 住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること(独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金の場合は、債務者の死亡時に一括で返済するものを含みます。) ③ この控除を受ける方が、(a)～(d)のいずれかに当てはまること (a)50歳以上の方 (b)要介護又は要支援の認定を受けている方 (c)障害者である方 (d)高齢者等((b)若しくは(c)に当てはまる方は65歳以上の方をいいます。)である親族と同居を常況とする方 ④ (a)～(h)のいずれかに当てはまるバリアフリー改修工事を含む③の〈ハ〉の増改築等で、しかも(a)～(h)及び③の〈ハ〉に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a)廊下の拡幅 (b)階段の勾配の緩和 (c)浴室改良 (d)便所改良 (e)手すりの設置 (f)屋内の段差の解消 (g)引き戸への取替え工事 (h)床表面の滑り止め化 ⑤ バリアフリー改修工事の工事費用(注)が30万円を超えるものであること
	⑤ 省エネ改修工事に係る特定増改築等 住宅借入金等特別控除を受ける場合	〈イ〉④の〈イ〉及び〈ロ〉の要件に当てはまること ① 住宅ローン等の返済期間が5年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること ② 省エネ改修工事((a)～(d)のいずれかに当てはまる工事で、①の要件を満たすもの)又は特定の省エネ改修工事(省エネ改修工事のうち、②の要件を満たすもの)を含む③の〈ハ〉の増改築等で、しかも省エネ改修工事又は特定の省エネ改修工事であること及び③の〈ハ〉に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a)居室の全ての窓の改修工事 (b)床の断熱工事 (c)天井の断熱改修工事 (d)壁の断熱工事 ※(b)～(d)については、(a)と併せて行うものに限ります。 ③ 改修した部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準となること ④ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること。 ※平成25年中に居住の用に供した場合は、②の要件を満たさないものも対象となります。 ⑤ 省エネ改修工事又は特定の省エネ改修工事の工事費用(注)が30万円を超えるものであること
⑥ 控除額の特例の適用を受ける場合 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の		〈イ〉従前住宅について、次の要件を満たすこと (a)自己の所有していた家屋でその居住の用に供していた家屋であったこと (b)東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなったこと [新築、取得をした場合] ① ①の〈イ〉～〈ハ〉の要件を満たすこと ② 従前住宅が東日本大震災により被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった日以後最初に居住の用に供する再建住宅であること [増改築等を行った場合] ③ ③の〈イ〉～〈ホ〉の要件を満たすこと ④ 次の(a)又は(b)の増改築等であること (a)従前住宅(東日本大震災によって自己の所有する家屋が通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなったもの)に限り、自己の居住の用に供することができなくなったものに限ります。) (b)従前住宅以外の住宅(再建住宅等)に対して行う増改築等

※1:給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要です。

※2:震災特例法の適用期間の特例を受けるための手続は、通常の確定申告又は年末調整と同じです。また、重複適用の特例を受けるためには、東日本大震災によって被害を受けたことにより、従前家屋等について居住の用に供することができなくなった事実を明らかにする⑥の(A)⑥～⑧の書類を確定申告書に添付する必要があります。なお、⑥の特例を受ける場合にその添付が重複する書類については、いずれかの書類を添付することで差し支えありません。

注:改修工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引きます。

再び居住の用に供した場合

①再び居住の用に供した場合の再適用

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を適用していた方が、平成25年中に勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けていた家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

②再び居住の用に供した場合の適用

マイホームの新築等をして、平成25年中に居住の用に供した方が、その居住の用に供した日からその年の12月31日までに勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供したときは、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

注1:居住していなかった期間については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用はありません。また、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除期間は延長されません。

注2:再び居住の用に供した年にその家屋を賃貸していた場合、再び居住の用に供した年の翌年から再適用又は適用ができます。

注3:①、②のいずれも、一定の要件に当てはまる場合に限りです。

平成11年1月1日から平成18年12月31日まで、又は平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

◇①の再適用又は②の適用のための手続と必要な添付書類

①の場合	〈居住の用に供しなくなる日までに〉 次の書類をその家屋の所在地を所轄する税務署長に提出します。 (A) 転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書 (B) 未使用分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」及び「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(税務署長から交付を受けている方に限ります。) 〈再び居住の用に供したとき〉 次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 (A) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) (B) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (C) 住民票の写し
	〈居住の用に供しなくなる日までに〉 手続は不要です。 〈再び居住の用に供したとき〉 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるために必要な添付書類(前記参照)のほか、次の書類を確定申告書に添付して確定申告をします。 (A) 勤務先からの転任の命令に伴う転居等の事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類 (当該事由が生ずる前にその家屋を居住の用に供した日が記載されている住民票の写しなど) (B) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用) (C) 転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋に居住しなくなったことを明らかにする書類

注:給与所得者は、①の再適用又は②の適用を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除が受けられる仕組みになっています。

マイホームを取得するときにはいろいろな税金が関係します

印紙税

マイホームを新築したり購入したりするときに作成する建築請負契約書や不動産売買契約書などには、収入印紙をはって消印する方法により印紙税を納付しなければなりません。

◇建築請負契約書・不動産売買契約書1通当たりの印紙税額(抜粋)

平成9年4月1日から平成26年3月31日までに作成されるものに適用

契約金額	印紙税額
500万円超～1,000万円以下	1万円
1,000万円超～5,000万円以下	1万5千円
5,000万円超 ～ 1億円以下	4万5千円
1億円超 ～ 5億円以下	8万円

平成26年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものに適用

契約金額	印紙税額
500万円超～1,000万円以下	5千円
1,000万円超～5,000万円以下	1万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	3万円
1億円超 ～ 5億円以下	6万円

不動産取得税

土地や建物などを取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。

登録免許税

土地や建物の所有権の移転等の登記をするときには、登録免許税がかかり、登記申請の際に納付します。税額は、取得した不動産の価額(固定資産税評価額)に次の税率を掛けて計算します。なお、一定の住宅用家屋の場合は、軽減税率が適用される特例があります。

◇税率

登記の種類・原因		土 地	建 物	住宅用家屋の特例
所有権の 移転登記	売 買	1.5% ^(※1)	2.0%	0.3% ^(※2)
	贈 与	2.0%		
	相 続	0.4%		
所有権の保存登記		0.4%		0.15% ^(※2)

※1:平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に受ける登記について適用されます。

※2:平成27年3月31日までの間に住宅用家屋の新築又は取得をし、その新築又は取得後1年以内に行われる登記について適用されます。

〈住宅用家屋の特例を受けるための要件〉

●新築住宅の場合

- ① 自分が居住するための家屋であること
- ② 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
- ③ 家屋の新築後(取得後)1年以内の登記であること

●中古住宅の場合

上記①～③の要件のほか、家屋が、その取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであるか、地震に対する安全性に係る一定の基準に適合するものであることなど一定の条件を満たすものであることが必要です。

〈住宅用家屋の特例を受けるための手続〉

- 登記の申請書に家屋の所在地の市区町村長の証明書(上記要件に当てはまる旨の証明)を添付しなければなりません。登記した後で証明書を提出しても特例は受けられませんので注意してください。

(参考) 上記の住宅用家屋の特例を受けられる家屋が、「特定認定長期優良住宅」又は「認定低炭素住宅」に該当する場合には、これらの住宅に該当するものであることなどの一定の証明書類を添付することにより、次のとおり税率が軽減されます。

- 1 特定認定長期優良住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものをいいます。)
所有権の保存登記……0.1%
所有権の移転登記……0.1%(一戸建てにあっては、0.2%)
- 2 認定低炭素住宅(都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものをいいます。)
所有権の保存登記及び移転登記……0.1%

マイホームを持ったときⅡ

住宅ローン等を利用
しないときにも、受け
ることができる控除は
あるの？



住宅特定改修特別税額控除など

住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

住宅特定改修特別税額控除

- マイホームについて①特定居住者である方がバリアフリー改修工事や一般の省エネ改修工事又は②特定居住者以外の方が一般の省エネ改修工事をして平成25年中に居住の用に供した場合、住宅特定改修特別税額控除を受けることができます。
注1:「特定居住者」とは、(a)～(d)のいずれかに当てはまる方をいいます。
(a) 50歳以上の方 (b) 要介護又は要支援の認定を受けている方
(c) 障害者である方
(d) 高齢者等 ((b) 若しくは (c) に当てはまる方又は65歳以上の方をいいます。)である親族と同居を常況とする方
注2:控除の対象となる改修工事をした場合、申請により建築士等から「増改築等工事証明書」が発行されます。
「増改築等工事証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ (www.mlit.go.jp) をご覧ください。
注3:住宅ローン等の利用がなくても適用できます。
- 平成24年分でこの控除を受けた場合、原則として、平成25年分でこの控除を受けられません。
- バリアフリー改修工事又は一般の省エネ改修工事を住宅ローン等を利用して行った場合で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けるときは、この控除は受けられません。

◎控除額の算出方法(平成25年分)

①特定居住者の方の場合

$$(A) + (B) = \text{控除額}$$

(最高20万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合は最高30万円))

$$\times 10\% = (A) *$$

次の①と②のいずれか少ない方の金額
① バリアフリー改修工事に要した費用(注)
② バリアフリー改修工事の標準的な費用(最高200万円)

$$\times 10\% = (B) *$$

次の①と②のいずれか少ない方の金額
① 一般の省エネ改修工事に要した費用(注)
② 一般の省エネ改修工事の標準的な費用(最高200万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合は最高300万円))

※100円未満の端数切捨て

②特定居住者以外の方の場合

$$\times 10\% = \text{控除額}$$

(最高20万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合は最高30万円)※)

次の①と②のいずれか少ない方の金額
① 一般の省エネ改修工事に要した費用(注)
② 一般の省エネ改修工事の標準的な費用(最高200万円(太陽光発電設備設置工事を含む場合は最高300万円))

※100円未満の端数切捨て

注:改修工事の費用に関し、補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を控除します。以下の表においても同じです。

◇控除を受けるための要件と手続・必要な添付書類(平成25年中に居住の用に供した場合)

	要 件	手続と必要な添付書類
① 特定居住者の方の場合	〈イ〉自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供するものの改修工事であること 〈ロ〉改修工事後6か月以内に入居していること 〈ハ〉改修工事をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ニ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ホ〉控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ヘ〉自己の居住の用に供される部分の工事費用の額が、改修工事の工事費用の総額の2分の1以上であること 〈ト〉この控除を受ける方が、(a)～(d)のいずれかに当てはまること (a) 50歳以上の方 (b) 要介護又は要支援の認定を受けている方 (c) 障害者である方 (d) 高齢者等 ((b) 若しくは (c) に当てはまる方又は65歳以上の方をいいます。)である親族と同居を常況とする方 〈チ〉バリアフリー改修工事についてこの控除を受ける場合は、(a)～(h)のいずれかに当てはまる工事で、しかも(a)～(h)に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a) 廊下の拡幅 (b) 階段の勾配の緩和 (c) 浴室改良 (d) 便所改良 (e) 手すりの設置 (f) 屋内の段差の解消 (g) 引き戸への取替え工事 (h) 床表面の滑り止め化 〈リ〉一般の省エネ改修工事についてこの控除を受ける場合は、(a)～(d)のいずれかに当てはまる工事で④の要件を満たすもの及びこれらの工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事(一定の要件を満たすものに限ります。)で、しかもこれらの要件に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a) 居室の全ての窓の改修工事 (b) 床の断熱工事 (c) 天井の断熱改修工事 (d) 壁の断熱工事 ※(b)～(d)については、(a)と併せて行うものに限ります。 ④改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること 〈ヌ〉バリアフリー改修工事についてこの控除を受ける場合は、その工事費用(注)が30万円を超えるものであること 〈ル〉一般の省エネ改修工事についてこの控除を受ける場合は、その工事費用(注)が30万円を超えるものであること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 〈A〉住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 〈B〉家屋の登記事項証明書(原本)、請負契約書の写しなどで改修工事の年月日、費用、床面積を明らかにする書類 〈C〉建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書 〈D〉住民票の写し(左記〈ト〉の(d)に当てはまる方の場合、同居する親族についても表示されているもの) 〈E〉左記〈ト〉の(b)又は(d)で(b)に当てはまる方の場合、介護保険の被保険者証の写し 〈F〉補助金等の額を証する書類
② 特定居住者以外の方の場合	〈イ〉①の〈イ〉～〈ヘ〉の要件に当てはまること 〈ロ〉一般の省エネ改修工事について、(a)～(d)のいずれかに当てはまる工事で④の要件を満たすもの及びこれらの工事と併せて行う太陽光発電設備設置工事(一定の要件を満たすものに限ります。)で、しかもこれらの要件に当てはまることについて一定の証明がされたものであること (a) 居室の全ての窓の改修工事 (b) 床の断熱工事 (c) 天井の断熱改修工事 (d) 壁の断熱工事 ※(b)～(d)については、(a)と併せて行うものに限ります。 ④改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること 〈ハ〉一般の省エネ改修工事の工事費用(注)が30万円を超えるものであること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 〈A〉①の〈A〉～〈C〉の書類 〈B〉住民票の写し 〈C〉補助金等の額を証する書類

※給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要です。



住宅耐震改修特別控除

- 平成25年中に、自己の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り。）の住宅耐震改修をした場合、住宅耐震改修特別控除を受けることができます。

注:控除の対象となる住宅耐震改修をした場合、申請により地方公共団体の長、建築士等から「住宅耐震改修証明書」が発行されます。

「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ(www.mlit.go.jp)をご覧ください。



◎控除額の算出方法（平成25年分）

次の①と②のいずれか少ない方の金額

- ① 住宅耐震改修に要した費用^(注)
② 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用

×10%＝ 控除額
(最高20万円※)

※100円未満の端数切捨て

注:耐震改修の費用に関し、補助金等の交付を受ける場合は、①からその補助金等の額を控除します。

＜控除を受けるための手続・必要な添付書類＞ (平成25年中に居住の用に供した場合)

- 確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。

- ①住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
- ②住宅耐震改修証明書
- ③住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
- ④補助金等の額を証する書類
- ⑤家屋の登記事項証明書(原本)
- ⑥住民票の写し
- ⑦給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)

認定長期優良住宅新築等特別税額控除

- 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームの新築又は新築で購入をして平成25年中に居住の用に供した場合、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けることができます。

注1:控除の対象となる認定長期優良住宅である場合、申請により長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」が発行されます。

長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」や「住宅用家屋証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ(www.mlit.go.jp)をご覧ください。

注2:住宅ローン等の利用がなくても適用できます。

- 入居した年の控除額のうち、その年分の所得税から控除しても控除しきれない額がある場合、翌年分の所得税からその控除しきれない額を控除することができます。
- 入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3,000万円の特別控除など)を適用するときは、この控除を受けられません。

→P29「土地や建物を売ったとき」参照

- 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームを住宅ローン等を利用して新築等した場合で住宅借入金等特別控除を受けるときは、この控除を受けられません。

◎控除額の算出方法（平成25年分）

認定長期優良住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的ななかり増し費用^(注)
(最高500万円)

×10%＝ 控除額
(最高50万円※)

※100円未満の端数切捨て

注:認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額であって、認定長期優良住宅の構造ごとに床面積1平方メートル当たりで定められた金額(次表参照)に、その認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいいます。

住宅の構造	床面積1平方メートル当たりの標準的ななかり増し費用の額
木造・鉄骨造	33,000円
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	36,300円
上記以外の構造	33,000円

◇控除を受けるための要件と手続・必要な添付書類（平成25年中に居住の用に供した場合）

	要 件	手続と必要な添付書類
① 入居した年分	〈イ〉家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること 〈ロ〉床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること 〈ハ〉住宅の取得後6か月以内に自己の居住の用に供していること 〈ニ〉認定長期優良住宅であることが証明された家屋で、新築又は新築で購入したものであること 〈ホ〉入居した年の所得金額が3,000万円以下であること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします(入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときを除きます。) 〈A〉認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 〈B〉家屋の登記事項証明書(原本)など家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類 ※長期優良住宅建築等計画の認定通知書又は変更認定通知書に2以上の構造が記載されているもので、その構造等に係る標準的ななかり増し費用が異なる場合、その構造ごとの床面積を明らかにする書類も必要です。 〈C〉住民票の写し 〈D〉長期優良住宅建築等計画の認定通知書(長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合は変更認定通知書)の写し ※控除を受ける方が認定計画実施者の地位を承継した場合、地位の承継の承認通知書の写しも必要です。 〈E〉住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 〈F〉工事請負契約書の写し、売買契約書の写しなど家屋の新築年月日又は取得年月日を明らかにする書類
② 翌年分	〈イ〉入居した年の翌年の所得金額が3,000万円以下であること 〈ロ〉入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときは、入居した年分において①の〈イ〉～〈ホ〉であること	確定申告書に次の書類を添付して確定申告をします。 ①の〈A〉の書類(入居した年が確定申告をしなければならない場合及び確定申告をすることができる場合のいずれにも当てはまらないときは、①の〈A〉～〈F〉の書類)

※給与所得者の方は、源泉徴収票(原本)も必要です。

土地や建物を売ったとき



土地や建物を売ったら、税金はどのように計算するの？



土地や建物の譲渡所得に対する税金

土地や建物の譲渡所得に対する税金は、他の所得と区分して計算します。長期譲渡所得か短期譲渡所得かによって、適用する税率は異なります。

- 土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。ただし、確定申告の手続は、他の所得と一緒にすることになります。
- 売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。

- 分離課税の譲渡所得の課税対象には、土地のほか、借地権や耕作権など土地の上に存する権利を含みます。また、海外に所在する土地や建物も含みます。

譲渡所得金額の計算

- 課税譲渡所得は、次の算式により計算します。
- 次の算式で計算した結果、損失が生じても、土地や建物の譲渡による所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは、損失を控除できる特例があります。

→P30「②マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合」参照



◎課税譲渡所得の計算方法

譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額(一定の場合) = 課税譲渡所得

譲 渡 価 額	取得費	売った土地や建物を買入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額を控除します。)や仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき:最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき:最高3,000万円 →P30「①マイホームを売って、譲渡益がある場合」参照
課 税 譲 渡 所 得		

税額の計算

- 課税譲渡所得に税率を掛けて税額を計算します。
- 税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、右の表のように異なります。
- 土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。
- 例えば、平成25年中に譲渡した場合は、その土地や建物の取得が平成19年12月31日以前であれば「長期譲渡所得」に、平成20年1月1日以後であれば「短期譲渡所得」になります。

◇税率

区 分	所得税	住民税
長期譲渡所得	15%	5%
短期譲渡所得	30%	9%

注1:マイホームを売ったときには、税率を軽減する特例があります。

→P30「②軽減税率の特例」参照

注2:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

マイホームを 売ったときは 何か特例があるの？



譲渡益や譲渡損失がある場合の特例

マイホームを売って譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。譲渡損失がある場合は、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

- 自分が住んでいる家と敷地を売ったときや、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなってから3年後の12月31日までに売ったときなど、一定の要件を満たす場合には次の特例が受けられます。
- これらの特例を受ける場合は、住民票の写しなど一定の書類(※)を添付した確定申告書の提出が必要です。

- さらに①又は②の特例の適用を受ける場合には、確定申告書を申告期限内に提出し、かつ、以後の年も連続して確定申告書を提出する必要があります。その上で、繰越控除の特例の適用を受ける年分において控除を受ける金額の明細書など、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。

※下表の「特例の適用を受けるために必要な書類」参照

①マイホームを売って、譲渡益がある場合

①3,000万円の特別控除の特例

- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のどちらに該当する場合でも、一定のものについては、課税譲渡所得の金額を計算する上で最高3,000万円が控除されます。

$$\underbrace{\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})}_{\text{譲渡所得}} - \underbrace{3,000\text{万円}}_{\text{特別控除}} = \text{課税譲渡所得}$$

注：譲渡所得が3,000万円に満たない場合には、特別控除額は、譲渡所得の金額が限度となります。

②軽減税率の特例

- 売った年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合は、3,000万円の特別控除の特例を適用した後の課税長期譲渡所得金額に対して、次のとおり軽減された税率で税額を計算することになります。

課税長期譲渡所得の金額	所得税	住民税
6,000万円までの部分	10%	4%
6,000万円を超える部分	15%	5%

注：確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

③買換え(交換)の特例

- マイホームの買換え(交換)をした場合は、譲渡価額が1.5億円以下、売った年の1月1日現在で所有期間10年超、居住期間10年以上の場合など、一定の要件に該当する場合は、その譲渡益の課税を繰り延べる特例が受けられます。ただし、上記①3,000万円の特別控除の特例又は②軽減税率の特例とは、選択適用となっています。

②マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合

- 売った年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームの譲渡損失が生じた場合には、次の①又は②により、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算することができます。
- その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。)の所得から繰越控除することができます。

①新たにマイホームを買換える場合の特例

- 売ったマイホームの代わりに新たなマイホームを取得し、年末においてその新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高がある場合は、一定の要件の下で、売ったマイホームの譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

②新たにマイホームを買換えない場合の特例

- マイホームの譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高があるマイホームを売った場合は、一定の要件の下で、そのマイホームの譲渡損失(住宅ローン残高からマイホームの譲渡対価の額を控除した残額を限度とします。)の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

＜特例の適用要件＞

	①の特例	②の特例
売ったマイホームの所有期間	売った年の1月1日現在で5年を超えるもの	
住宅ローン残高	不要	必要
新しいマイホームの取得	必要	不要
住宅ローン残高	必要	不要
繰越控除をする年の合計所得金額	3,000万円以下であること	

◆特例の適用を受けるために必要な書類

必要な書類	上記の特例	①	②	③	①	②
住民票(除票)の写し(売却した居住用財産の所在地の市区町村長から交付を受けたもの(売却した日から2か月を経過した日後に交付を受けたもの))		○	○	○	○	○
売ったマイホームの	登記事項証明書		○	○	○	○
	売買契約書の写し			○		
	住宅借入金等の残高証明書(譲渡契約締結日の前日のもの)					○
取得したマイホームの	登記事項証明書			○	○	
	住宅借入金等の残高証明書				○	
住民票の写し(取得したマイホームの所在地の市区町村長から交付を受けたもの)				○	○	

財産をもらったとき



贈与税とは
どのような税ですか？



財産をもらったときの税金

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

- 贈与税の課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。
- 「**相続時精算課税**」は、親子間の贈与で一定の要件（→P32「**相続時精算課税**」参照）に当てはまる場合に選択できる制度です。

注：会社など法人から財産をもらったときは、一時所得として所得税の課税対象となります。



〈贈与税の申告・納税〉

- 贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。
- 納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ、納期限（納付すべき日）までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により5年以内の年賦で納める延納の制度があります。この場合には利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要です。
- 贈与税については、財産を贈与した方と贈与を受けた方との間で連帯納付の義務があります。

〈不動産取得税〉

- 贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。

詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。

暦年課税とは
どのような
ものですか？



暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。

暦年課税の計算

〈計算方法〉

- 1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）について、次の速算表により贈与税額を計算します。

◇ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税 率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

◎ 贈与税の計算例 500万円の贈与を受けた場合

（課税価格） （基礎控除額） （税率） （控除額） （贈与税額）
 $(500万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$
 （基礎控除後の課税価格） ↑

※平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後の贈与に係る贈与税について、税率や相続時精算課税の適用要件などが改正されています。

配偶者からの贈与の特例

- 婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

→P8「**配偶者への贈与と配偶者控除**」参照



相続時精算課税とは どのようなものですか？



相続時精算課税

贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、
贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

相続時精算課税の計算

- 贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。
なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

＜対象者等＞

- ① 贈与者（贈与をする人）は65歳以上である親
- ② 受贈者（贈与を受ける人）は20歳以上の贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）

注：年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

住宅取得等資金の贈与を受けた場合

- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、次の制度又は特例があります。
なお、次の①と②の特例は重複して適用することができます。

① 住宅取得等資金の非課税

- 平成25年中に直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合で下記の要件などを満たせば、贈与を受けた方ごとに省エネ等住宅の場合には1,200万円まで、それ以外の住宅の場合には700万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。
注1：省エネ等住宅とは、エネルギーの使用の合理化に係る基準又は地震に対する安全性に係る基準に適合する一定の住宅として証明がされたものをいいます。
注2：平成26年中にこの非課税の適用を受ける方は、上記の非課税となる金額と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

② 相続時精算課税選択の特例

- 平成25年中に住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合には、次の要件などを満たせば、贈与者（父母）が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

＜特例の対象となる贈与の要件（①・②共通）＞

- ＜イ＞ 住宅の新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与
 - ＜ロ＞ 建売住宅又は建築後20年以内（マンション等の耐火建築物の場合は建築後25年以内）の中古住宅若しくは地震に対する安全性に係る一定の基準に適合する中古住宅の取得の対価に充てるために受ける金銭の贈与
 - ＜ハ＞ 居住の用に供している住宅の増改築等の費用（100万円以上であるものに限り、）に充てるために受ける金銭の贈与
- 注1：＜イ＞～＜ハ＞の住宅は日本国内にあり、かつ、床面積（増改築等の場合は増改築後の床面積）は、①については50㎡以上240㎡以下、②については50㎡以上であることが必要です。
- 注2：＜イ＞の金銭には住宅の新築とともにするその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てるための金銭を含みます。
- 注3：＜ロ＞・＜ハ＞の金銭にはこれらの住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得の対価に充てるための金銭を含みます。

＜計算方法＞

- 受贈者は「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を掛けた金額を算出し、その合計額が贈与税額となります。

＜手続＞

- この制度を選択しようとする受贈者は、**贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。**
なお、相続時精算課税選択届出書には、①受贈者の戸籍の謄本又は抄本、②受贈者の戸籍の附票の写し、③贈与者の住民票又は戸籍の附票の写しなど一定の書類を添付して提出してください。

＜①の非課税適用者の主な要件＞

- ＜イ＞ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、その年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
- ＜ロ＞ 受贈者は贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること
- ＜ハ＞ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を（特例の対象となる贈与の要件）を満たす住宅（その敷地の用に供される土地等を含みます。）の新築若しくは取得の対価又は増改築等の費用に充てること
- ＜ニ＞ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれること

＜②の選択の特例適用者の主な要件＞

- ＜イ＞ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）であること
- ＜ロ＞ ①の非課税適用者の主な要件の＜ハ＞及び＜ニ＞の要件を満たしていること

＜手続＞

- ①又は②の特例を受ける場合には、贈与税の申告期間内に特例の区分に応じ、贈与税の申告書に次の書類などを添付して税務署へ提出しなければなりません。
①の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける旨を記載するとともに、受贈者の戸籍謄本、住民票の写し、登記事項証明書などの一定の書類
注：省エネ等住宅に該当する場合には、上記に加え、住宅性能証明書などの証明書が必要となります。
②の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、住民票の写し、登記事項証明書などの一定の書類

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、祖父母など（直系尊属）から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入をした場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,500万円までが非課税となります。
- 孫などが30歳に達した場合などには、教育資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額（学校等以外の者に支払う金銭については500万円を限度とします。）を控

除した残額がある場合には、その残額について教育資金管理契約の終了の日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

- この非課税の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に「教育資金非課税申告書」を金融機関等を通じて税務署長に提出しなければなりません。また、金融機関等から金銭等の払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに金融機関等へ提出する必要があります。

財産を相続したとき



相続税って
どのような場合に
かかるの？



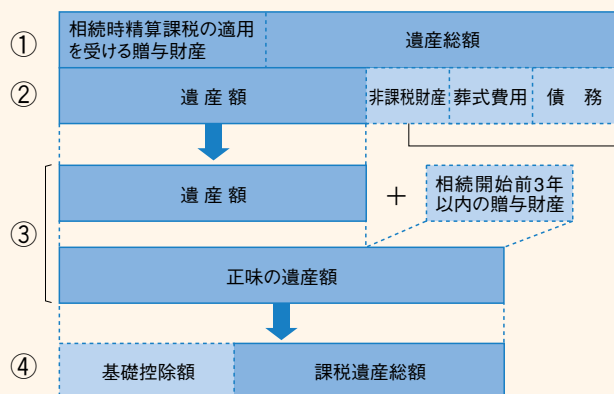
財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

- ① 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。
宅地や建物の評価方法→P34「宅地や建物の評価方法」参照
相続時精算課税→P32「相続時精算課税」参照
- ② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。
- ③ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。
- ④ ③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。
注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

◎課税遺産総額の計算



$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$

注：被相続人に養子がいる場合、法定相続数の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人（実子がいなかったときは2人）までとなります。「相続税の総額」の計算においても同じです。

非課税財産

- ① 墓所、仏壇、祭具など
- ② 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- ③ 生命保険金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
- ④ 死亡退職金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

相続税の計算

- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりにあん分したものととして、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
相続時精算課税→P32「相続時精算課税」参照
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。
→P34「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」参照

◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合
(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)

$2\text{億円} - (5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 3) = 1\text{億}2\text{千万円}$

課税遺産総額を法定相続分であん分



◇法定相続分の主な例

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1（人数に分ける）
子がいらない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1（人数に分ける）
子も父母もない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1（人数に分ける）

◇相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

※平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後に亡くなった人に係る相続税については、基礎控除額や税率などが改正されています。

配偶者の税額軽減（配偶者控除）

- 配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

注：正味の遺産額のうち仮装又は隠蔽されていた部分は、配偶者の税額軽減の対象とはなりません。

→P8「配偶者からの相続と税額軽減（配偶者控除）」参照



宅地や建物を
相続したらどのように
評価するの？

宅地や建物の評価方法

宅地は路線価等を基に評価します。

建物は固定資産税評価額によって評価します。

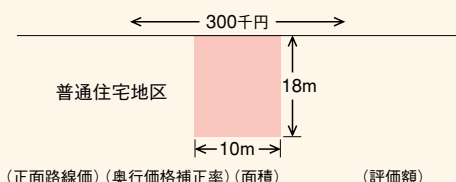
- 相続税や贈与税を計算する場合の宅地や建物の評価方法は、次のとおりです。

宅地

- 路線価方式又は倍率方式で評価します。

路線価方式：路線（道路）に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額（路線価）を基に計算した金額で評価します。

◎路線価方式による評価額の計算例



$$30\text{万円} \times 1.00 \times 180\text{㎡} = 5,400\text{万円}$$

注：普通住宅地区における奥行18mの場合の奥行価格補正率は、1.00です。

税額から控除されるもの

＜未成年者控除＞

- 相続人が20歳未満の方の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき6万円が控除されます。

＜障害者控除＞

- 相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合は12万円）が控除されます。

＜暦年課税に係る贈与税額控除＞

- 正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

＜相続時精算課税に係る贈与税額控除＞

- 遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。
なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

倍率方式：路線価の定められていない地域についての評価方式で、固定資産税評価額に一定の倍率を掛けて計算した金額で評価します。

※路線価及び倍率は、国税庁ホームページで閲覧することができます。

＜小規模宅地の場合＞

- 亡くなった人などが事業や住まいなどに使っていた土地のうち一定の事業用の土地の場合は400㎡、一定の居住用の土地の場合には240㎡、一定の貸付用の土地の場合は200㎡までの部分（小規模宅地）については、次の割合が減額されます。

区 分	減額率
居住用・事業用で一定の要件を満たすもの	80%
貸付用で一定の要件を満たすもの	50%

建物

- 建物の固定資産税評価額によって評価します。

申告と納税

＜相続税の申告・納税＞

- 相続人は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

注：相続税の納付については、次に掲げる場合を除き、各相続人等が相続又は遺贈により受けた利益の価額を限度として、相互に連帯して納付しなければならない義務が課せられています。

- ① 本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年以内に税務署長（国税局長）が、「納付通知書」を発していない場合
- ② 本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税
- ③ 本来の納税義務者が農地や非上場株式などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

＜延納制度＞

- 相続税額が10万円を超え、かつ納期限（納付すべき日）までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により年賦払いによる方法で納めることができます。この場合には、利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要です。

＜物納制度＞

- 延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、相続した財産（財産は物納適格財産であるなど、一定の要件を満たしたものに限られます。）で納めることができます。

注：延納又は物納をするには、納期限（納付すべき日）までに所轄税務署に申請書及び手続に必要な関係書類を提出し、許可を受ける必要があります。

＜被相続人の所得税・消費税の申告＞

- 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の申告をすべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人はその全員の連名により、被相続人が死亡した日の翌日から4か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に確定申告をします。

申告及び納付等の期限は各税法により定められています。

- ## 主な国税の申告期限及び納期限等

注1:申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります。
注2:個人事業者の場合、12月を含む課税期間については、平成26年3月31日までとなります。
注3:非居住者又は外国法人に対し、外国において国内源泉所得を支払った場合に、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされるなど、一定の場合には例外があります。
注4:税務署の開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日は、税務署外では相談及び申告書の受付は行っておりません）。
注5:国外財産調書を提出する場合は、「国外財産調書計表」を作成し、添付し、添付する必要があります。

● 確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。
税額を多く申告していたときは「更正の請求」、税額を少なく申告していたときは「修正申告」を行ってください。
「更正の請求」又は「修正申告」に必要な書面は、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。
また、更正の請求書及び修正申告書については、確定申告書等作成コーナーで作成することができますが、年分によってはご利用いただけない場合もありますので、詳細は確定申告書等作成コーナーでご確認ください。

● 確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

原則として法定申告期限から5年以内です。

【平成24年分の確定申告の場合】

所得税

…平成30年3月15日(木)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税

…平成30年4月2日(月)まで

● 確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。修正申告によって納付すべき新たな税額は、修正申告書を提出する日までに延滞税と併せて納付してください。

税務署から更正を受けるまではいつでも
できますが、なるべく早く申告してください。

① 国税局（国税事務所）、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納めることになる税額の10%又は15%の過少申告加算税（重加算税は35%）がかかる場合があります。

注:当初の申告が期限後申告であるときには、新たに納めることとなる税額の15%又は20%の無申告加算税(重加算税は40%)がかかる場合があります。

②修正申告によって新たに納付することになった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付日までの期間について、延滞税がかかる場合がありますので併せて納付してください。

注:平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求ができる期間が法定申告期限から1年以内となります。

なお、法定申告期限から1年を過ぎた場合であっても、増額更正ができる期間内(3年)であれば、「更正の申出書」を提出し、既に行った申告について正しい額に訂正すること(減額更正)を申し出ることができます。申出内容が正当と認められた場合は、納めすぎの税金が還付されます(申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てすることはできません。)

申告を忘れていたとき

- 期限内に申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。
- 申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といいます。
期限後申告をしたり、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けたりすると、納めるべき税額の15%又は20%の無申告加算税(重加算税は40%)がかかります。期限後申告によって納める税金は、申告書を提出した日が納期限となります。
また、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。
- 申告書の用紙は国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードしていただくか、税務署の窓口で入手できます。
なお、納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関で用意しています。
注:災害等により、期限までに申告や納付が出来ない場合は、納税を一定期間猶予したり、申告や納付などの期限を延長する制度があります。
→P19・20「災害等にあったとき」参照

税金って
どうやって
納めれば
いいの?



税金の納付と還付

申告所得税及び復興特別所得税などの納付には、電子納税や振替納税が便利です。また、還付金の受取には、預貯金口座への振込みをご利用ください。

納付の方法

①電子納税(e-Tax)

e-Taxを利用することにより、全ての税目について、ダイレクト納付、インターネットバンキングによる納付ができます。

- 電子納税(e-Tax)を利用すると金融機関の窓口に出向く必要がないため、金融機関の場所や受付時間などの制約がなくなるほか、現金等を持ち歩く必要がないので安心です。ご利用に当たっては、e-Taxの開始届出書の提出など事前の手続が必要です。
→P38「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」参照

②振替納税

申告所得税及び復興特別所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については、振替納税がご利用いただけます。

- 振替納税のご利用に当たっては、あらかじめ納期限までに所轄の税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
- 口座振替依頼書は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページの「税務手続の案内」からダウンロードできます。
- 振替納税は税目ごとに手続が必要ですが、一度手続を行うことで、同一税目の次回以降の納付も振替納税となります。
- 確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用できます。
注:インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については、取引先の金融機関にお問い合わせください。

③現金納付

現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付します。

- 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。
- 納付書は、源泉所得税及び復興特別所得税とその他の税目(一般用)では様式が異なります。
- 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書は、所轄税務署の窓口でお受け取りください。
- コンビニ納付には、バーコード付納付書が必要です。現金にバーコード付納付書(納付金額が30万円以下で、一定の場合に所轄の税務署等から発行されます。)を添えて、コンビニで納付してください。

④延納・物納

相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納制度があり、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納制度があります。

還付金の受取方法

- 還付金の受取には、預貯金口座への振込みによる方法と郵便局等に出向いて受け取る方法があります。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座に還付金が直接振り込まれますので、大変便利です。

<預貯金口座への振込み>

- 確定申告書に、振込先の金融機関名、預貯金の種別、口座番号を正確に記載してください(ご本人名義の口座に限りします。)
なお、ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号番号のみを記載してください。
注:次の場合は振込みができないことがあります。
①預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
②旧姓のままの名義である場合

<振込先に指定できる口座>

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及びゆうちょ銀行の預貯金口座
注:一部のインターネット専用銀行では還付金の振込みができませんので、振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

期限内に申告・納税を行わなかった場合

- 間違えて少なく申告したり、期限内に申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合があります。
- 期限内に納税を行わないと、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合は、同様に法定納期限の翌日から延滞税がかかります。
- 国税を滞納すると、財産差押えなどの滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署(徴収担当)にご相談ください。

国外財産調書の提出制度について

- 居住者(「非永住者」の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。
注1:提出期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日、休日の場合は、その翌日が期限となります。
注2:国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。
注3:国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合(記載が不十分と認められる場合を含みます。)、に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。))が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。
注4:国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています(平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。))。

確定申告書等作成コーナー /e-Tax (国税電子申告・納税システム)



所得税の
確定申告書が
ホームページで作成
できるのですか？



確定申告書等作成コーナー

所得税など個人の方の申告は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、申告書等が作成できます。

「確定申告書等作成コーナー」でできること

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できます。
なお、作成した確定申告書等はe-Taxで送信できます。
また、印刷して税務署へ郵送等により提出することもできます。
- 作成中の申告書等データを保存し、その保存したデータを読み込んで作業を再開することができます。
また、e-Taxで送信したり、印刷して提出した申告書等データを保存しておけば、翌年の申告時に読み込んで活用できます。

「確定申告書等作成コーナー」の種類など

- 平成25年分の確定申告書等作成コーナーは、作成する帳票により次の4つに分けられます。
 - ①所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー
 - ②青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
 - ③消費税及び地方消費税の確定申告書作成コーナー
 - ④贈与税の申告書作成コーナー
- 過去の年分の作成コーナー
平成22年分から平成24年分の確定申告書等を作成できます。
- 更正の請求書・修正申告書作成コーナー
所得税などの修正申告書が作成できます。
また、平成23年分以降の年分については更正の請求書も作成できます。
※平成25年分の確定申告書等作成コーナーは、平成26年1月上旬に、平成25年分の更正の請求書・修正申告書作成コーナーは、平成26年4月上旬にそれぞれ公開予定です。

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成して税務署に提出するまで

1. 事前準備

- ・インターネットに接続したパソコン
 - ・電子証明書*
 - ・ICカードリーダライタ*
- を準備します。

2. 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページから確定申告書等作成コーナーへアクセスし、パソコンの推奨環境のチェックや事前準備セットアップ*を行います。

3. 申告書等作成開始

画面に従い入力すると自動で計算を行い必要事項が記入された申告書等ができあがります。

4. e-Taxで送信又は申告書等の印刷

- 申告書等データを
 - ・e-Taxで送信
 - ・郵送等で提出するために印刷
- します。

5. 確認事項

最後に、納期限や添付書類などご確認いただきたい事項が表示されます。

※e-Taxで送信する場合は、事前準備が必要です。

〈ご利用に当たっての留意事項〉

申告の内容やパソコン等の環境によっては、ご利用にならない場合がありますので、ご利用の前に確定申告書等作成コーナーの「ご利用にならない方」や「推奨環境」をご確認ください。

確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページからご利用ください。

www.nta.go.jp

確定申告

検索

インターネットでも
申告や納税が
できると聞いたの
ですが・・・



e-Tax (国税電子申告・納税システム)

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットで国税に関する様々な手続きができ、税務署などに出かける必要がなくなります。

e-Taxとは

①e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告・申請・届出等ができます。

(利用できる手続)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出の提出などができます。

②e-Taxでは、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して全ての税目について納税することができ、その方法には次の2つがあります。

〈イ〉ダイレクト納付

事前に税務署へ届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができます。

注:ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

〈ロ〉インターネットバンキング等による納付

ページに対応した金融機関のインターネットバンキングやATM等を利用して国税の納付ができます。ご利用に当たっては、事前に金融機関とインターネットバンキング等に関する契約を行う必要があります(ATMをご利用の場合は不要です。)

e-Taxを利用すると・・・

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
- e-Taxで納税証明書の交付請求を行うと手数料が安価です(電子ファイルでの交付のほか、書面での交付も請求できます。)

e-Taxを利用するには・・・

〈STEP1〉推奨環境の確認

- 推奨環境を満たしていない場合、正常に動作しない可能性がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

〈STEP2〉電子証明書等の準備

- e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。
注1:利用できる電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。
注2:税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
注3:電子証明書の取得には費用がかかります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。
- 利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要で。

〈STEP3〉利用者識別番号等の取得

- e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページから開始届出書をオンラインで提出することにより発行(通知)されます。

〈STEP4〉電子証明書等の登録

- 「e-Taxソフト」、「e-Taxソフト(WEB版)」又は「確定申告書等作成コーナー」から電子証明書の初期登録を行ってください。

- 個人の方の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告については、「確定申告書等作成コーナー」で作成した電子申告等データをe-Taxを利用して送信できます。
- 一部の手続(給与所得の源泉徴収票等の法定調書、給与等の所得税徴収高計算書、納税証明書交付請求及び納付情報登録依頼)については、e-Taxホームページの「e-Taxソフト(WEB版)」で作成し、e-Taxを利用して送信できます。
- 「e-Taxソフト」は、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。

e-Taxの利用可能時間

月曜日から金曜日 8時30分から24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
※平成25年7月31日(水)までは、8時30分から21時

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス



税に関する相談をするには 情報公開や個人情報の 開示を請求するには



税金のことで
相談したい
のですが…



電話相談・面接相談・ホームページ(タックスアンサー)

一般的なご相談は電話にてお受けしています。
面接相談は事前予約制により十分な面接時間を設けています。
国税庁ホームページの「タックスアンサー」もご利用ください。

お気軽に電話相談センターへ

- 納税者の皆様の国税に関する一般的な相談について、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

〈電話相談センターのご利用方法〉

- ① 最寄りの税務署に電話する。
 - ② 音声ガイダンスに従って、番号「1」(電話相談センター)を選択する。
 - ③ 音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
 - ④ 担当の相談官がお答えします。
- 注1:ガイダンスの途中でも番号の選択はできます。
注2:「番号が確認できません。」というガイダンスがあった場合は、「トーン切り替えボタン」(*や#など)を押してから選択してください。

税務署でのご相談は事前にご予約を

- 税務署では、具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談内容については、面接にて相談を受け付けています。
 - 税務署での面接相談は、納税者の皆様に分かりやすく説明をするため、お電話等で事前に相談日時等を予約いただき、十分な面接時間を設けています。
- 注:予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。
なお、税金の納付相談や確定申告における申告書作成会場へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

タックスアンサー(よくある税の質問)

- タックスアンサーは税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。

〈タックスアンサーのご利用方法〉

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。
検索サイトで「タックスアンサー」と検索してもご覧になれます。
◇パソコンからも携帯電話からも www.nta.go.jp/taxanswer
注1:掲載コードの一覧表はタックスアンサーの「税務相談室からのお知らせ」に掲載しています。
注2:携帯電話ではキーワード検索はできません。

☆携帯サイトは
右のコードからも
ご覧になれます。



情報公開を
求めたい
のですが…



情報公開・個人情報の開示の請求

情報公開(行政文書の開示)を請求できます。
また、自分の個人情報の開示を請求できます。

行政文書の情報公開・個人情報の開示の請求

- 行政文書の情報公開又は自分の個人情報の開示を請求するときは、次の方法で行ってください。

① 開示請求書の提出

行政文書の情報公開は「行政文書開示請求書」に、また、自分の個人情報の開示は「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記載して、情報公開窓口又は個人情報保護窓口へ直接提出又は送付してください。

注1:開示請求手数料の納付が必要となります(行政文書1件について300円/保有個人情報が記録されている行政文書1件について300円)。

注2:各開示請求書は、国税庁ホームページの「情報公開」又は「個人情報の保護」からダウンロードできます。

注3:自分の個人情報の開示を請求する場合は、本人確認書類が必要です。

② 開示決定等の通知

開示請求書を受けて、原則として30日以内に開示・不開示の決定が行われ、開示請求者に通知されます。

③ 開示の実施

開示決定等の通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、開示の実施方法を選択して情報公開窓口又は個人情報保護窓口へ書面により提出し、開示の実施を申し出てください。

注1:開示実施手数料の納付が必要となる場合があります(行政文書の情報公開の場合のみ)。

注2:決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して不服申立てをすることができます。

税務署の処分に 不服があるとき



税務署の処分に納得
できないのですが…



異議申立て・審査請求・訴訟

税務署長が行った処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める不服申立てをすることができます。

① 異議申立て

- 税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならぬ人が申告しなかったときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定などの処分を行います。また、未納の税額があり督促をしてもなお納付されないときは、差押えなどの処分を行います。
- このような処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます（下図①参照）。
- 税務署長は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果「異議決定」を納税者に通知します。

注1:この異議決定により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。

注2:異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に審査請求をすることができます。

② 審査請求

- 税務署長の異議決定を受けた後、なお処分に不服があるときは、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます（下図②参照）。

注1:処分をした税務署長を経由して行うこともできます。

注2:青色申告書に係る更正に不服があるときなどは、異議申立てを経ないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

- 国税不服審判所長は、納税者の不服の内容について審査し、その結果「裁決」を納税者と税務署長に通知します。

注1:この裁決により、納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。

注2:審査請求から3か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を起すことができます。

③ 訴訟

- 国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起すことができます（下図③参照）。

① 異議申立て



納税者

なお不服の場合

異議申立て

処分の通知を受けた日の
翌日から2か月以内(注)

異議決定



税務署長

② 審査請求



納税者

なお不服の場合

審査請求

異議決定の通知を受けた
日の翌日から1か月以内(注)

裁 決



国税不服審判所長

【国税不服審判所とは】

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益を救済することを目的とした国税庁の特別の機関であり、国税の賦課徴収を行う税務署や国税局などと審査請求人（納税者）との間に立ち、公正な第三者的立場で裁決を行います。

国税不服審判所ホームページ
www.kfs.go.jp

③ 訴訟



納税者

訴 訟

裁決の通知を受けた日の
翌日から6か月以内



裁判所

注:災害等の理由により異議申立て又は審査請求をその期限までにできないときは期限が延長されます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)又は国税不服審判所ホームページ(www.kfs.go.jp)をご覧ください。

個人で事業を始めたとき 法人を設立したとき



事業を始めたら
税務署にも
手続きが必要なの？



事業を始めるときや法人を設立したときに必要な届出

個人は個人事業の開業届など、法人は法人設立届などが必要です。

個人で事業を始めるとき

●開業後1か月以内に「**個人事業の開業・廃業等届出書**」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要です。

対 象	届出の名称	提出先	提出期限
事業を始めるとき	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1か月以内
	所得税の棚卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告書の提出期限まで
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告書の提出期限まで
青色申告で 申告したい人	所得税の青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月1日から1月15日までの 場合は3月15日まで、開業の日が1月 16日以降の場合は、開業の日から2か 月以内
青色事業専従者 給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書	納税地の所轄税務署	
従業員に給与を 支払う人	給与支払事務所等の開設届出書(※)	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから 1か月以内
源泉所得税の納期 の特例を受ける人	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時 10人未満の場合)

注1:上記提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が期限となります。

注2:消費税について、新規開業年とその翌年は、原則として免税事業者となります。

なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。→P3「消費税のしくみ」参照

※個人事業の開業・廃業等届出書に給与等の支払の状況を記載した場合は、提出は不要です。

法人を設立したとき

●法人登記終了後に、「**法人設立届出書**」を提出してください。そのほかにも、税法上の諸制度を利用する場合には、次のような届出も必要です。

対 象	届出の名称	提出先	提出期限
法人を設立したとき	法人設立届出書(※1)	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後2か月以内
	棚卸資産の評価方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
	減価償却資産の償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の事業年度の確定申告書の提出期限まで
役員や従業員に報酬、 給与を支払うとき	給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	給与支払事務所等を設けてから 1か月以内
源泉所得税の納期 の特例を受けるとき	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	給与支払事務所等の 所在地の所轄税務署	随時(給与の支給人員が常時 10人未満の場合)
青色申告で 申告したいとき	青色申告の承認申請書	納税地の所轄税務署	法人設立の日以後3か月を経過した日又 は最初の事業年度の終了日のいずれか 早い日の前日まで
資本金の額又は出資金の 金額が1,000万円以上のとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書(※2)	納税地の所轄税務署	速やかに

注1:上記提出期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が期限となります。

注2:消費税について、法人の設立事業年度とその翌事業年度は、原則として免税事業者となります。

なお、免税事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができます。→P3「消費税のしくみ」参照

※1:添付書類として、定款等の写しや登記事項証明書などの提出が必要です。

※2:法人設立届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載した場合は、提出は不要です。

〈届出書等の提出はe-Taxで〉

個人事業の開業・廃業等届出、法人設立届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などは、インターネットからe-Taxを利用して申請・届出ができます。

公売に参加するには



公売に
参加したい
のですが...



公売の手続について

公売とは、差押財産を国が売却することです。
公売には原則としてどなたでも参加できます。

公売に参加するには

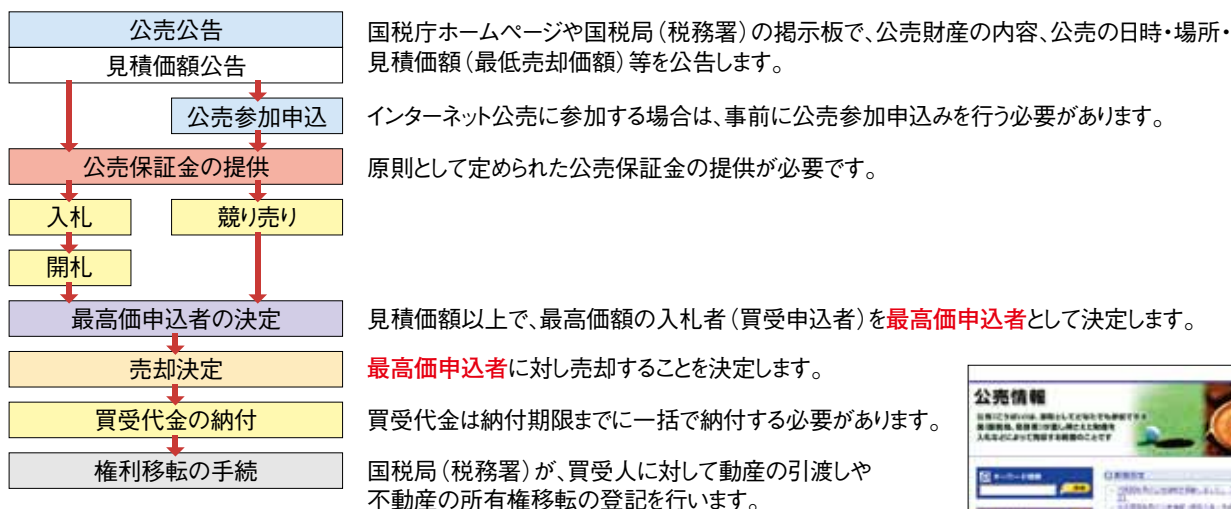
- 公売とは、滞納者が税金を納付しない場合、差し押さえた財産を入札等の方法により売却して金銭に換え、滞納国税に充てる手続のことです。公売される財産の種類、公売の方法などは、次のようになっています。

公売の参加資格		原則として、どなたでも参加することができます。(注1) ただし、次の方は参加できません。 ①滞納者(注2)、②国税庁、国税局、税務署の職員、③公売への参加を制限されている方
公売される財産の種類		・土地、建物等の不動産 ・絵画、宝石、時計等の動産 ・自動車、ゴルフ会員権等
公売の方法	入札	入札を行った参加者のうち、最高価額の入札者に売却する方法です。 ・期日入札:特定の公売日に、 公売会場 で提出された入札書を、その日に開札します。 ・期間入札:定められた期間内に、直接又は 郵送等 で提出された入札書を、別の日に開札します。
	競り売り 〔インターネット 公売〕	買受希望者が インターネットオークションサイト において順次高価な買受申込みを行い、 最高価額の買受申込者 に売却する方法です。 ご自宅等のパソコン から参加することができます。

注1:農地のように一定の資格が必要となる場合があります。

注2:滞納者は自己の財産を買い受けることができません。

公売手続の流れ



- 差押財産の売却方法には「公売」のほか、「広告随契」があります。
「広告随契」とは、一定期間、差押財産を随意契約により売却する旨を広告し、最初の買受申込者に売却する方法です。
- 動産、自動車等を公売する場合には、事前に下見会を開催する場合があります。
- 公売や下見会に関する情報は、国税庁ホームページの「公売情報」をご覧ください。

www.koubai.nta.go.jp



(国税庁ホームページ「公売情報」)

国税庁ホームページのご案内

www.nta.go.jp

国税庁

検索



(平成25年5月現在)

申告・納税等のためのページ

① 確定申告書等作成コーナー

パソコン画面の案内に従ってデータを入力することにより、所得税及び消費税(個人)の確定申告書並びに贈与税の申告書などが作成できます。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Taxを利用して送信できます。

→P37「確定申告書等作成コーナー」参照

② e-Tax (国税電子申告・納税システム)

自宅やオフィス、税理士事務所から申告や納税などができるe-Taxについて、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)など、最新の情報をお知らせしています。また、e-Taxを利用するために必要なe-Taxの開始届出書をオンラインで提出することもできます。

→P38「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」参照



(平成25年5月現在)

③ 税務手続の案内

各種税務手続の概要や提出時期などのほか、国税の納付手続や納税証明書等の交付請求手続などを案内しています。申告書、申請書、届出書、請求書など、手続に必要な用紙のダウンロードもできます。

④ 公売情報

公売財産の詳細内容について紹介しており、様々な条件を入力することにより、全国の国税局や税務署の公売財産を検索することができます。また、インターネット公売に関する情報や公売の日程・手続に関する情報も提供しています。入札等に必要な書類をダウンロードできます。

→P42「公売に参加するには」参照

⑤ 新着情報・メールマガジン配信サービス

配信登録を行っていただくと、ホームページに掲載された最新の情報や、時節に応じた税情報などを電子メールで受信することができます。

税について調べるページ

⑥ パンフレット・手引き

「暮らしの税情報」をはじめとしたパンフレットや確定申告の手引き、各種税制改正のあらましなどがダウンロードできます。



⑦ 路線価図等の閲覧

全国の3年分の路線価図と評価倍率表を公開しています。相続税や贈与税における土地の価額を計算するときに利用してください。

→P34「宅地や建物の評価方法」参照

⑧ 動画で見る 税の情報・税の仕事 (Web-TAX-TV)

テーマごとに動画で解説するインターネット番組です。所得税や消費税の仕組みやホームページの使い方、確定申告の仕方などを具体的に紹介しています。いつでも、気軽に税の情報を入手できます。国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組もあります。



(平成25年5月現在)

⑨ タックスアンサー (よくある税の質問)

税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談室です。税の種類ごとに調べられるほか、キーワード検索もできます。

→P39「タックスアンサー (よくある税の質問)」参照

⑩ 税の学習コーナー

税の意義や役割を分かりやすく解説したページのほか、租税教室などでご利用いただけるよう、パワーポイント教材や講師用マニュアルなどの各種資料を提供しています。そのほか、税に関するアニメーションビデオやゲームなど、税について楽しく学べるコーナーを設けています。

⑪ 動画やイラストで見る国税庁の取組紹介

「税の役割」や「国税庁の取組」をイラストで分かりやすく解説しています。また、その資料はPDFやパワーポイントでダウンロードできます。

